

労働安全衛生法及びじん肺法に基づく 主な健康診断の健診項目について

令和2年10月

福井労働局 労働基準部 健康安全課

目 次

1	雇入れ時の健康診断	1
2	一般定期健康診断	2
3	特定健康診断	4
4	海外派遣労働者健康診断	7
5	有機溶剤等健康診断	9
6	鉛健康診断	17
7	特定化学物質健康診断（主なもの）	20
8	電離放射線健康診断	75
9	高気圧業務健康診断	84
10	石綿健康診断	85
11	じん肺健康診断	86
12	事業者・労働者から寄せられる健康診断に関するQ & A	90

健康診断	雇入れ時の健康診断
関係省令	労働安全衛生規則第43条ほか

業務の区分	回数	項目	医師の判断による省略等
常時使用する労働者を雇い入れるとき	-	1 既往歴及び業務歴の調査 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力 ¹ の検査 4 胸部エックス線検査 5 血圧の測定 6 貧血検査 ² 7 肝機能検査 ³ 8 血中脂質検査 ⁴ 9 血糖検査 10 尿検査 ⁵ 11 心電図検査	
健康診断結果の記録の作成		健康診断個人票(様式第5号) ⁶	

1 1000ヘルツ及び4000ヘルツの音に係る聴力をいう。

2 血色素量及び赤血球数の検査

3 血清グルタミックオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミックピルビクトランスアミナーゼ(GPT)及びガンマ-グルタミルトランスペプチダーゼ(γ-GTP)の検査

4 低比重リポ蛋白コレステロール(LDLコレステロール)、高比重リポ蛋白コレステロール(HDLコレステロール)及び血清トリグリセライドの量の検査

5 尿中の糖及び蛋白の有無の検査

6 厚生労働省ホームページ：ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 安全衛生関係主要様式 > 労働安全衛生規則関係様式

健康診断	一般定期健康診断
関係省令	労働安全衛生規則第44条ほか

業務の区分	回数	項目	医師の判断による省略等
常時使用する労働者	年に1回	1 既往歴及び業務歴の調査 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力 ¹ の検査 4 胸部エックス線検査及び喀痰検査 5 血圧の測定 6 貧血検査 ² 7 肝機能検査 ³ 8 血中脂質検査 ⁴ 9 血糖検査 10 尿検査 ⁵ 11 心電図検査	左欄の3、4、6～9及び11に掲げる項目については、厚生労働大臣が定める基準⁶に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。 左欄の3に掲げる項目(聴力の検査に限る。)は、45歳未満の者(35歳及び40歳の者を除く。)については、同項の規定にかかわらず、医師が適当と認める聴力(1000ヘルツ又は4000ヘルツの音に係る聴力を除く。)の検査をもつて代えることができる。
健康診断結果の記録の作成		健康診断個人票(様式第5号) ⁷	

1 1000ヘルツ及び4000ヘルツの音に係る聴力をいう。

2 血色素量及び赤血球数の検査

3 血清グルタミックオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミックピルビクトランスアミナーゼ(GPT)及びガンマ-グルタミルトランスペプチダーゼ(γ-GTP)の検査

4 低比重リポ蛋白コレステロール(LDLコレステロール)、高比重リポ蛋白コレステロール(HDLコレステロール)及び血清トリグリセライドの量の検査

5 尿中の糖及び蛋白の有無の検査

6 労働安全衛生規則第44条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

次の表の左欄に掲げる健康診断の項目については、それぞれ同表の右欄に掲げる者について医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

項目	省略することのできる者
身長検査	20歳以上の者
腹囲検査	1 40歳未満の者(35歳の者を除く。) 2 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの 3 BMI(次の算式により算出した値をいう。以下同じ。)が20未満である者 $BMI = \frac{\text{体重 (kg)}}{\text{身長 (m)}^2}$ 4 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者(BMIが22未満である者に限る。)
胸部エックス線検査	40歳未満の者(20歳、25歳、30歳及び35歳の者を除く。)で、次のいずれにも該当しないもの 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成10年政令第420号)第12条第1項第1号に掲げる者 2 じん肺法(昭和35年法律第30号)第8条第1項第1号又は第3号に掲げる者
喀痰検査	1 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者 2 胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者 3 胸部エックス線検査の項の下欄に掲げる者
貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査及び心電図検査	40歳未満の者(35歳の者を除く。)

7 厚生労働省ホームページ：ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 安全衛生関係主要様式 > 労働安全衛生規則関係様式

健康診断	特定健康診断
関係省令	労働安全衛生規則第45条ほか

業務の区分	回数	項目	医師の判断による省略等
労働安全衛生規則第13条第1項第3号に掲げる業務 ⁷ に常時従事する労働者	当該業務への配置替えの際 6 か月に1回 (右欄4の項目は年に1回)	1 既往歴及び業務歴の調査 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力 ¹ の検査 4 胸部エックス線検査及び喀痰検査 5 血圧の測定 6 貧血検査 ² 7 肝機能検査 ³ 8 血中脂質検査 ⁴ 9 血糖検査 10 尿検査 ⁵ 11 心電図検査	特定健康診断(定期のものに限る。)は、前回の健康診断において一般定期健康診断の項目6～9及び11に掲げる項目について健康診断を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは、当該項目の全部又は一部を省略して行うことができる。 左欄の3、4、6～9及び11に掲げる項目については、厚生労働大臣が定める基準⁶に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。 特定健康診断(定期のものに限る。)の左欄の3に掲げる項目(聴力の検査に限る。)は、45歳未満の者(35歳及び40歳の者を除く。)については、同項の規定にかかわらず、医師が適当と認める聴力(1000ヘルツ又は4000ヘルツの音に係る聴力を除く。)の検査をもつて代えることができる。
健康診断結果の記録の作成		健康診断個人票(様式第5号) ⁸	

1 1000ヘルツ及び4000ヘルツの音に係る聴力をいう。

2 血色素量及び赤血球数の検査

3 血清グルタミックオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミックピルビクトランスアミナーゼ(GPT)及びガンマ-グルタミルトランスペプチダーゼ(γ -GTP)の検査

- 4 低比重リポ蛋白コレステロール(LDLコレステロール)、高比重リポ蛋白コレステロール(HDLコレステロール)及び血清トリグリセライドの量の検査
- 5 尿中の糖及び蛋白の有無の検査
- 6 労働安全衛生規則第45条第3項において準用する同令第44条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準
- 次の表の左欄に掲げる健康診断の項目については、それぞれ同表の右欄に掲げる者について医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

項目	省略することのできる者
身長検査	20歳以上の者
腹囲検査	1 40歳未満の者(35歳の者を除く。) 2 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの 3 BMI(次の算式により算出した値をいう。以下同じ。)が20未満である者 $BMI = \frac{\text{体重 (kg)}}{\text{身長 (m)}^2}$ 4 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者(BMIが22未満である者に限る。)
喀痰検査	1 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者 2 胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査及び心電図検査	40歳未満の者(35歳の者を除く。)

- 7 労働安全衛生規則第13条第1項第3号に掲げる業務
- イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ホ 異常気圧下における業務

- ヘ さく岩機、鋳打機等の使用によつて、身体に著しい振動を与える業務
- ト 重量物の取扱い等重激な業務
- チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- リ 坑内における業務
- ヌ 深夜業を含む業務
- ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
- ワ 病原体によつて汚染のおそれが著しい業務

8 厚生労働省ホームページ：ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 安全衛生関係主要様式 > 労働安全衛生規則関係様式

健康診断	海外派遣労働者健康診断
関係省令	労働安全衛生規則第45条の2ほか

業務の区分	回数	項目		医師の判断による省略等
本邦外の地域に6月以上派遣しようとするとき 本邦外の地域に6月以上派遣した労働者を本邦の地域内における業務に就かせるとき(一時的に就かせるときを除く。)		1 既往歴及び業務歴の調査 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力 ¹ の検査 4 胸部エックス線検査及び喀痰検査 5 血圧の測定 6 貧血検査 ² 7 肝機能検査 ³ 8 血中脂質検査 ⁴ 9 血糖検査 10 尿検査 ⁵ 11 心電図検査		左欄の3及び4に掲げる項目については、厚生労働大臣が定める基準 ⁶ に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。
		本邦外の地域に6月以上派遣しようとするとき	1 腹部画像検査 2 血液中の尿酸の量の検査 3 B型肝炎ウイルス抗体検査 4 ABO式及びRh式の血液型検査	医師が必要であると認める項目を実施する。
		本邦外の地域に6月以上派遣した労働者を本邦の地域内における業務に就かせるとき	1 腹部画像検査 2 血液中の尿酸の量の検査 3 B型肝炎ウイルス抗体検査 4 糞便塗抹検査	医師が必要であると認める項目を実施する。
健康診断結果の記録の作成		健康診断個人票(様式第5号) ⁷		

- 1 1000ヘルツ及び4000ヘルツの音に係る聴力をいう。
- 2 血色素量及び赤血球数の検査
- 3 血清グルタミンickオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンickピルビクトランスアミナーゼ(GPT)及びガンマ-グルタミルトランスぺプチダーゼ(γ-GTP)の検査
- 4 低比重リポ蛋白コレステロール(LDLコレステロール)、高比重リポ蛋白コレステロール(HDLコレステロール)及び血清トリグリセライドの量の検査
- 5 尿中の糖及び蛋白の有無の検査
- 6 労働安全衛生規則第45条の2第4項において準用する同令第44条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準
次の表の左欄に掲げる健康診断の項目については、それぞれ同表の右欄に掲げる者について医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

項目	省略することのできる者
身長検査	20歳以上の者
喀痰検査	1 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者 2 胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者

- 7 厚生労働省ホームページ：ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 安全衛生関係主要様式 > 労働安全衛生規則関係様式

健康診断	有機溶剤等健康診断
関係省令	有機溶剤中毒予防規則第29条、特定化学物質障害予防規則第41条の2ほか

業務の区分	回数	項目	医師の判断による省略等
屋内作業場等 (第3種有機溶剤等にあつては、タンク等の内部に限る。) における有機溶剤業務 ¹ 特定化学物質 障害予防規則 における特定 有機溶剤混合 物 ¹¹ に係る業 務	雇入れの際 当該業務への 配置替えの際 6か月以内ご とに1回	1 業務の経歴の調査 2 作業条件の簡易な調査² 3 有機溶剤による健康障害の既往歴の調査³ 有機溶剤による自覚症状及び他覚症状の既往歴の有無の検査⁴ 付表3の右欄に掲げる項目についての既往の検査結果の調査 付表3の右欄に掲げる項目についての有機溶剤による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査 付表2の右欄(尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査を除く。)及び下記6からまでに掲げる項目についての既往の異常所見の有無の調査⁵ 4 有機溶剤による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査⁶ 5 付表2の左欄に掲げる有機溶剤等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる項目	医師の判断による省略等 有機溶剤中毒予防規則第29条第4項の規定に基づき、医師が必要でないと認め、尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査の実施が省略できるときは、次に示す場合とするが、この判断は産業医等の医師が当該作業現場の実態を十分に把握して、総合的に行うべきものであること。 なお、省略可能とされた労働者がその実施

			を希望する場合は、その理由等を聴取した上で判断すること。（平成元年 8 月 22 日付け基発第 463 号、平成 10 年 3 月 24 日付け基発第 122 号） (1) 尿中の馬尿酸の量の検査以外の検査について 次に示す条件をすべて満たす場合とすること。 イ 前回の健康診断を起点とする連続過去 3 回の有機溶剤健康診断において、異常と思われる所見が認められないこと。 ロ 「尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査」については、前回の当該検査を起点とする連続過去 3 回の検査の結果、明らかな増加傾向や急激な増減がないと判断されること。 ハ 今回の当該健康診断において、付表 1 に掲げる自覚症状又は他覚症状のすべてについて、その有無を検査し、その結果、異常と思われる所見がないこと。 ただし、これらの症状が、有機溶剤以外の要因によると判断される場合は、この限りでない。 二 作業環境の状態及び作業の状態等が従前と変化がなく、かつその管理が適切に行われていると判断されること。 (2) 尿中の馬尿酸の量の検査について 上記(1)のイから二の条件をすべて満たす場合又は次に示す条件をすべて満たす場合のいずれかとすること。
--	--	--	--

			イ 前回の健康診断を起点とする連続過去 3 回の有機溶剤健康診断において、異常と思われる所見が認められないこと。 ロ 今回の当該健康診断において、付表 1 に掲げる自覚症状又は他覚症状のすべてについて、その有無を検査し、その結果、異常と思われる所見がないこと。 ただし、これらの症状が、有機溶剤以外の要因によると判断される場合は、この限りでない。 ハ 前回の作業環境測定を起点とする連続過去 3 回の作業環境測定の結果の評価がすべて第 1 管理区分であること。 ニ 作業環境の状態及び作業の状態等が従前と変化がなく、かつその管理が適切に行われていると判断されること。
		6 作業条件の調査 貧血検査 ⁷ 肝機能検査 ⁸ 腎機能検査 ⁹ 神経学的検査 ¹⁰	医師が必要であると認める項目を実施する。
健康診断結果の記録の作成		有機溶剤等健康診断個人票(様式第 3 号) ¹²	

1 一定の業務で、消費する有機溶剤等の量が、一定の基準により有機溶剤等の許容消費量を超えないときを除く。

2 「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、有機溶剤の蒸気の発散源からの距離、保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等から作業環境測定の結果等をあらかじめ聴取する方法があること。

また、経皮吸収されやすい化学物質については、皮膚への付着が常態化している状況や、保護具を着用していない皮膚に固体、液体又は高濃度の気体の状態で接触している状況等がある場合に過剰なばく露をしているおそれがあるため、必ず皮膚接

触の有無を確認すること。

なお、「作業条件の簡易な調査」の問診票については、平成21年3月25日付け基安労発第0325001号「「ニッケル化合物」及び「砒素及びその化合物」に係る健康診断の実施に当たって留意すべき事項について」別紙「作業条件の簡易な調査における問診票（例）」（16ページ）を参考にすること。

- 3 「有機溶剤による健康障害の既往歴の調査」とは、過去に有機溶剤による貧血、肝機能障害、腎機能障害、末梢神経障害等の健康障害があったかどうかを調査することをいうこと。
- 4 「有機溶剤による自覚症状及び他覚症状の既往歴の有無の検査」とは、過去に有機溶剤による付表1の症状のそれぞれがあったかどうかを調査することをいうこと。
- 5 「既往の異常所見の有無の調査」とは、過去の貧血に関する検査、肝機能に関する検査、眼底検査、腎機能に関する検査及び神経内科学的検査における異常所見の有無を調査することをいうこと。
- 6 「有機溶剤による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査」は、有機溶剤による生体影響等健康への影響を総合的に把握するうえで重要な検査である。この検査の結果は、医師が必要と認める場合の健康診断項目の実施や医師が必要でないと認める場合の健康診断項目の省略等の判断の際の重要な基準ともなるものであるので、付表1に掲げる症状のすべてについて、その有無を確認しなければならないものであること。

なお、適宜問診票を用いても差し支えないが、その際には医師による全症状にわたる十分な問診を行うべきものであること。

付表1

有機溶剤による自覚症状及び他覚症状

1.頭重 2.頭痛 3.めまい 4.悪心 5.嘔吐 6.食欲不振 7.腹痛 8.体重減少 9.心悸亢進 10.不眠 11.不安 12.焦燥感 13.集中力の低下 14.振戦 15.上気道又は眼の刺激症状 16.皮膚又は粘膜の異常 17.四肢末端部の疼痛 18.知覚異常 19.握力減退 20.膝蓋腱・アキレス腱反射異常 21.視力低下 22.その他

- 7 「貧血検査」とは、付表2の4に掲げる有機溶剤等に対しては血色素量及び赤血球数の検査以外の貧血に関する検査をいい、それ以外の有機溶剤等に対しては血色素量及び赤血球数の検査を含む貧血に関する検査をいうこと。
貧血に関する検査には、血色素量及び赤血球数の検査以外にヘマトクリット値、網状赤血球数の検査等があること。
- 8 「肝機能検査」とは、付表2の2及び3に掲げる有機溶剤等に対しては、GOT、GTP、 γ -GTP以外の肝機能に関する検査をいい、それ以外の有機溶剤等に対してはGOT、GTP、 γ -GTPの検査を含む肝機能に関する検査をいうこと。
肝機能に関する検査には、GOT、GPT、 γ -GTPの検査以外に血清の総蛋白、ビリルビン、アルカリフォスファターゼ、乳酸脱水素酵素の検査等があること。
- 9 「腎機能検査」には、尿中蛋白量、尿中糖量、尿比重の検査、尿沈渣顕微鏡検査等があること。

- 10 「神経学的検査」には、筋力検査、運動機能検査、腱反射の検査、感覚検査等があること。
- 11 特定有機溶剤混合物とは、特別有機溶剤同士の混合物、特別有機溶剤と有機溶剤との混合物で、特別有機溶剤と有機溶剤の含有率の合計が5%を超える物に限る。
- 特別有機溶剤とは以下の物質をいう。（特定化学物質障害予防規則第2条第3の2号）
- エチルベンゼン、クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、1,2-ジクロロプロパン、ジクロロメタン、スチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン
- 12 厚生労働省ホームページ：ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 安全衛生関係主要様式 > 有機溶剤中毒予防規則関係

付表 2

番号	有機溶剤の種類 ¹	検査項目			
		代謝物 (付表 3)	肝機能 ²	貧血 ³	眼底
1	キシレン 1・1・1-トリクロルエタン トルエン ノルマルヘキサン	○			
2	N・N-ジメチルホルムアミド	○	○		
3	オルト-ジクロルベンゼン クレゾール クロルベンゼン 1・2-ジクロルエチレン(別名二塩化アセチレン)		○		
4	エチレングリコールモノエチルエーテル(別名セロソルブ) エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セロソルブアセテート) エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル(別名ブチルセロソルブ) エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)			○	
5	二硫化炭素				○

1 当該有機溶剤をその重量の 5 パーセントを超えて含有する物を含む。

2 GOT、GPT及びγ-GTPの検査

3 血色素量及び赤血球数の検査

付表 3

対象有機溶剤	検査内容
キシレン	尿中のメチル馬尿酸の量の検査
N・N-ジメチルホルムアミド	尿中のN-メチルホルムアミドの量の検査
1・1・1-トリクロルエタン	尿中のトリクロル酢酸又は総三塩化物の量の検査
トルエン	尿中の馬尿酸の量の検査
ノルマルヘキサン	尿中の 2・5-ヘキサンジオンの量の検査

尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査のための尿の採取には、各物質ごとに適切な時期があり、その保存には適当な方法があるので次に示すところによること。（平成元年8月22日付け基発第463号）

付表3に掲げる検査のための尿の採取時期及び保存方法等については、次に示すところによるものであること。

(1) 尿の採取時期について

尿の採取時期は、尿中の有機溶剤の代謝物の濃度が最も高値を示す時期とすべきものである。

作業日が連続している場合においては、連続した作業日のうちで後半の作業日の当該作業終了時(注)に行うことが望ましいが、有機則別表中、尿中のメチル馬尿酸の量の検査、尿中のN-メチルホルムアミドの量の検査、尿中のマンデル酸の量の検査、尿中の馬尿酸の量の検査並びに尿中の2・5-ヘキサンジオンの量の検査のための尿の採取時期については、連続した作業日の最初の日を除いた、いずれの作業日の作業終了時でも差し支えないこと。

(注)「連続した作業日のうちで後半の作業日の当該作業終了時」とは、例えば、月曜日から金曜日まで連日ほぼ同一時間当該有機溶剤業務に従事している労働者の場合、木曜日又は金曜日の当該作業終了時をいうこと。

また、「作業終了時」とは、例えば9時から17時まで当該有機溶剤業務に従事している労働者の場合、17時頃をいい、この場合の尿の採取方法は、15時前後に排尿した後、17時頃に尿を採取するものであること。

(2) 尿の保存方法について

採取した尿は、可及的速やかに検査することが望ましいものであること。

尿の保存は、冷凍保存を原則とするが、冷蔵保存する場合は、特に尿の腐敗等による検査値への影響を考慮すべきものであること。

(3) その他

イ 尿の排泄量が極端に多いか又は少ない尿を用いることは、検査結果に影響を与えるので、適切な水分摂取について指導することが必要であること。

ロ 飲酒は、検査結果に影響を与えるので、尿の採取前日から採取までの間は飲酒を控えるよう、あらかじめ労働者に対しその旨指導することが必要であること。

ハ テトラクロルエチレン、1・1・1-トリクロルエタン、トリクロルエチレンに係る有機溶剤等に係る尿中代謝物の検査については、検査すべき尿中代謝物が同一であるので、これらの有機溶剤等を2以上使用している場合、有機溶剤の種類と作業環境気中濃度を考慮のうえ検査結果を評価することが必要であること。

ニ 尿中の馬尿酸の量は、いちご、すもも等の果実摂取や安息香酸を含有する清涼飲料水等の摂取によっても変動するので、検査の際には、これらの摂取状況を確認することが必要であること。

なお、摂取したことが明らかである場合には、別に適切な日を選んで実施することが望ましいものであること。

ホ 有機溶剤等健康診断結果報告書における分布の区分は、正常・異常の鑑別を目的としたものではないこと。

作業条件の簡易な調査における問診票(例)

最近6ヶ月の間の、あなたの職場や作業での化学物質ばく露に関する以下の質問にお答え下さい。

(注：ばく露とは、化学物質を吸入したり、化学物質に触れたりすること。)

1) 該当する化学物質について、通常の作業での平均的な使用頻度をお答え下さい。

(時間 / 日)

(日 / 週)

2) 作業工程や取扱量等に変更がありましたか？

・ 作業工程の変更 有り ・ 無し ・ わからない

・ 取扱量・使用頻度 増えた ・ 減った ・ 変わらない ・ わからない

3) 局所排気装置を作業時に使用していますか？

・ 常に使用している

・ 時々使用している

・ 設置されていない

4) 保護具を使用していますか？

・ 常に使用している 保護具の種類 ()

・ 時々使用している 保護具の種類 ()

・ 使用していない

5) 事故や修理等で、当該化学物質に大量にばく露したことがありますか？

・ あった

・ なかった

・ わからない

この問診票(例)は、当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事する労働者に対して定期に実施する健康診断における例示であり、雇入れ又は配置替えの際の健康診断及び過去に当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事した労働者に対する健康診断においては、適宜必要な項目を聴取すること。

健康診断	鉛健康診断
関係省令	鉛中毒予防規則第53条ほか

業務の区分	回数	項目	医師の判断による省略等
安衛法施行令別表第4に掲げる鉛業務 (遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。)	雇入れの際	1 業務の経歴の調査	左欄の健康診断(6月以内ごとに1回、定期に行うものに限る。)は、前回の健康診断において左欄5及び6に掲げる項目について健康診断を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは、当該項目を省略することができる。
	当該業務への配置替えの際	2 作業条件の簡易な調査 ¹ 3 鉛による自覚症状及び他覚症状の既往歴の有無の検査 ² 血液中の鉛の量の検査及び尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査についての既往の検査結果の調査	
安衛法施行令別表第4に掲げる鉛業務 (遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。)	6か月以内ごとに1回(安衛法施行令別表第4第17号及び鉛則第1条第5号リからルまでに掲げる鉛業務又はこれらの業務を行う作業場所における清掃の業務に従事する労働者に対しては、1年以内ごとに1回)	4 鉛による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査 ³ 5 血液中の鉛の量の検査 ⁶ 6 尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査 ⁶	左欄5及び6の省略の要件は、次に示す条件をすべて満たす場合とするが、この判断は産業医等の医師が当該作業現場の実態を十分に把握して、総合的に行うべきものであること。 なお、省略可能とされた労働者がその実施を希望する場合は、その理由等を聴取した上で判断すること。(平成元年8月22日付け基発第463号) (1) 前回の健康診断を起点とする連続過去3回の鉛健康診断において、異常と思われる所見が認められないこと。 (2) 「血液中の鉛の量の検査」並びに「尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査」については、前回の当該検査を起点とする連続過去3回の検査の結果、明らかな増加傾向や急激な増減がないと判断されること。 (3) 今回の当該健康診断において、付表1に掲げる自覚症状又は他覚症状のすべてについて、その有無を検査し、その結果、異常

			と思われる所見がないこと。 ただし、これらの症状が、鉛以外の要因によると判断される場合は、この限りでない。 (4) 作業環境の状態、作業の状態等が従前と変化がなく、かつその管理が適切に行われていると判断されること。
		7 作業条件の調査 貧血検査⁴ 赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査 神経学的検査⁵	医師が必要であると認める項目を実施する。
健康診断結果の記録の作成		鉛健康診断個人票(様式第2号) ⁷	

1 「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、有機溶剤の蒸気の発散源からの距離、保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等から作業環境測定の結果等をあらかじめ聴取する方法があること。

また、経皮吸収されやすい化学物質については、皮膚への付着が常態化している状況や、保護具を着用していない皮膚に固体、液体又は高濃度の気体の状態で接触している状況等がある場合に過剰なばく露をしているおそれがあるため、必ず皮膚接触の有無を確認すること。

なお、「作業条件の簡易な調査」の問診票については、平成21年3月25日付け基安労発第0325001号「「ニッケル化合物」及び「砒素及びその化合物」に係る健康診断の実施に当たって留意すべき事項について」別紙「作業条件の簡易な調査における問診票(例)」(16ページ)を参考にすること。

2 「鉛による自覚症状及び他覚症状の既往歴の有無の検査」とは、過去に鉛による付表1の症状のそれぞれがあったかどうかを調査することをいい、また、「既往の検査結果の調査」とは、過去の血液中の鉛の量の検査及び尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査の結果を調査することをいうこと。

3 「鉛による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査」は、鉛による生体影響等健康への影響を総合的に把握するうえで重要な検査である。この検査の結果は、医師が必要と認める場合の健康診断項目の実施や医師が必要でないと認める場合の健康診断の省略等の判断の際の重要な基準ともなるものであるため、付表1に掲げる症状のすべてについて、その有無を確認しなければならないものであること。

なお、適宜問診票を用いても差し支えないが、その際には医師による全症状にわたる十分な問診を行うべきものであること。

付表1

鉛による自覚症状及び他覚症状

1. 食欲不振、便秘、腹部不快感、腹部の疝痛等の消化器症状 2. 四肢の伸筋麻痺又は知覚異常等の末梢神経症状 3. 関節痛 4. 筋肉痛 5. 蒼白 6. 易疲労感 7. 倦怠感 8. 睡眠障害 9. 焦躁感 10. その他

4 「貧血検査」には、血色素量及び赤血球数の検査以外にヘマトクリット値、網状赤血球数の検査等があること。

5 「神経学的検査」には、筋力検査、運動機能検査、腱反射の検査、感覚検査等があること。

6 「血液中の鉛の量の検査」及び「尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査」のための血液・尿の採取及び保存については、次に示すところによること。（平成元年8月22日付け基発第463号）

「血液中の鉛の量の検査」及び「尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査」並びに「赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査」に掲げる検査のための血液又は尿の採取の時期及び保存方法等については、次に示すところによるものであること。

(1) 血液又は尿の採取時期について

血液又は尿の採取時期は、当該作業に従事している期間であれば任意の時期で差し支えないこと。

(2) 血液又は尿の保存方法について

イ 血液中の鉛の量の検査のための血液の保存方法は、容器を密閉して冷蔵保存すること。

ロ 尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査のため採取した尿は、可及的速やかに検査することが望ましいものであること。

尿の保存は、冷凍保存を原則とするが、冷蔵保存する場合は、特に尿の腐敗等による検査値への影響を考慮すべきものであること。

ハ 赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査のための血液の保存方法は、暗所で保存することとし、その場合冷凍保存を原則とするが、冷蔵保存でもよいこと。

(3) その他

イ 血液中の鉛の量の検査の際は、血液採取の器具や血液保存容器の材料である、硝子、ゴム、樹脂には鉛が含まれているものが多いので、これらの器具等からの鉛の溶出に注意すること。

ロ 尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査の際は、尿の排泄量が極端に多いか又は少ない尿を用いることは、検査結果に影響を与えるので、適切な水分摂取について指導することが必要であること。

ハ 鉛健康診断結果報告書における分布の区分は、正常・異常の鑑別を目的としたものではないこと。

7 厚生労働省ホームページ：ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 安全衛生関係主要様式 > 鉛中毒予防規則関係

健康診断	特定化学物質健康診断（主なもの）
関係省令	特定化学物質障害予防規則第39条、別表第3、別表第4ほか

業務の区分	回数	1 次健診項目	2 次健診項目
次の特定化学物質を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者、及び従事させたことのある労働者	雇入れの際 当該業務への配置替えの際 6 か月以内ごとに 1 回		
アクリルアミド(これをその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)		1 業務の経歴の調査 2 作業条件の簡易な調査 3 アクリルアミドによる手足のしびれ、歩行障害、発汗異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4 手足のしびれ、歩行障害、発汗異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 惹起されるおそれのある主要な障害は、次のようなものがあること。 自律神経系の障害四肢の運動神経障害、皮膚の障害	1 作業条件の調査 2 末梢神経に関する神経学的検査

	アクリロニトリル(これをその重量の１パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)		1 業務の経歴の調査 2 作業条件の簡易な調査 3 アクリロニトリルによる頭重、頭痛、上気道刺激症状、全身倦怠感、易疲労感、悪心、嘔吐、鼻出血等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4 頭重、頭痛、上気道刺激症状、全身倦怠感、易疲労感、悪心、嘔吐、鼻出血等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 惹起されるおそれのある主要な障害は、次のようなものがあること。 呼吸器系の障害、消化器系の障害、中枢神経系の障害、皮膚及び粘膜の障害	1 作業条件の調査 2 血漿コリンエステラーゼ活性値の測定 3 肝機能検査
	インジウム化合物(これをその重量の１パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)		1 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 2 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 3 インジウム化合物によるせき、たん、息切れ等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4 せき、たん、息切れ等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 5 血清インジウムの量の測定 6 血清シアル化糖鎖抗原ＫＬ－６の量の測定 7 胸部のエックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による検査（雇入れ又は当該業務への配置替えの際に行う健康診断におけるものに限る。）	1 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 2 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査（雇入れ又は当該業務への配置替えの際に行う健康診断におけるものを除く。）、血清サーファクタントプロテインＤ（血清ＳＰ－Ｄ）の検査等の血液化学検査、肺機能検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査

		る。) 平成24年10月26日付け基発1026第6号 (ア)インジウム化合物等に係る特殊健康診断 の項目について インジウム化合物については、ヒトに対する発がん性のおそれや間質性肺炎等の不可逆的な健康影響を引き起こす可能性が指摘されたことを踏まえ、インジウム化合物等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者等に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。 「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中のインジウム化合物の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、インジウム化合物の粉じん等の発生源からの距離、呼吸用保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中のインジウム化合物の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等からあらかじめ聴取する方法があること。 「せき、たん、息切れ等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、インジウム化合物により生じる症状の検査をいうこ	
--	--	--	--

		と。 「インジウム化合物によるせき、たん、息切れ等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」では、インジウム化合物による肺の気腫性変化の評価の参考とするため、労働者の喫煙歴についても聴取すること。 「血清シアル化糖鎖抗原KL-6の量の測定」は、肺の間質性変化及び気腫性変化を評価するための検査であること。 「胸部のエックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による検査」は、肺の間質性変化及び気腫性変化を把握するための検査であること。 また、「胸部のエックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による検査」は、雇入れ又は当該業務への配置換えの際に行う健康診断で実施しなければならないこととし、雇入れ又は当該業務への配置換えの際以外の健康診断においても、医師が必要と認める場合には実施しなければならないこととしたこと。 雇入れ又は当該業務への配置換えの際以外の健康診断において、医師が必要と認めて「胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査」を行う場合には、雇入れ又は当該業務への配置換えの際に行う健康診断における「胸部のエックス線直接撮影」又は「特殊なエックス線撮影による検査」の結果	
--	--	---	--

			と比較することが重要であること。 なお、「特殊なエックス線撮影による検査」は、ＣＴ（コンピューター断層撮影）による検査等をいうこと。 「作業条件の調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。 「血清サーファクタントプロテインＤ（血清ＳＰ－Ｄ）の検査等の血液化学検査」は、肺の間質性変化及び気腫性変化を把握するための検査をいうこと。 「肺機能検査」は、スパイロメトリー及びフローボリューム曲線による肺換気機能検査、動脈血ガスを分析する検査並びに一酸化炭素による拡散能力検査等をいうこと。	
エチルベンゼン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)			1 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 2 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 3 エチルベンゼンによる眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、頭痛、倦怠感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4 眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、頭痛、倦怠感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査	1 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 2 医師が必要と認める場合は、神経学的検査、肝機能検査又は腎機能検査

		5 尿中のマンデル酸の量の測定（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 平成24年10月26日付け基発1026第6号 （イ）エチルベンゼン等に係る特殊健康診断の項目について エチルベンゼンについては、ヒトに対する発がん性のおそれや中枢神経の抑制、肝機能障害、腎機能障害、眼や上気道の刺激症状を引き起こす可能性が指摘されたことを踏まえ、エチルベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者等に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。 「作業条件の簡易な調査」及び「作業条件の調査」については、インジウム化合物等に係る特殊健康診断の項目と同様であること。 「眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、頭痛、倦怠感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、エチルベンゼンにより生じる症状の検査をいうこと。 エチルベンゼン有機溶剤混合物を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者に対し、特化則第41条の2において準用する有機則第29条の特殊健康診断と特化則第39条の特殊健康診断とを併せて行う場合には、共通の項目については重ねて実施する必要はないこと。 ただし、当該項目についての結果の記録に	
--	--	---	--

			ついては、それぞれの規則に基づき作成し、保存しなければならないこと。	
	塩化ビニル(これをその重量の１パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)		1 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 2 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 3 塩化ビニルによる全身倦怠感、易疲労感、食欲不振、不定の上腹部症状、黄疸、黒色便、手指の蒼白、疼痛又は知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴及び肝疾患の既往歴の有無の検査 4 頭痛、めまい、耳鳴り、全身倦怠感、易疲労感、不定の上腹部症状、黄疸、黒色便、手指の疼痛又は知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 5 肝又は脾の腫大の有無の検査 6 血清ビリルビン、血清グルタミツクオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ(GPT)、アルカリホスファターゼ等の肝機能検査 7 当該業務に十年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査 惹起されるおそれのある主要な障害は、次のようなものがあること。 呼吸器系の障害、中枢神経系の障害、肝臓の障害(肝血管に肉腫、門脈圧亢進症等)、指端	1 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 2 肝又は脾の腫大を認める場合は、血小板数、ガンマーグルトミルトランスぺプチダーゼ(γ-GTP)及びクンケル反応(ZTT)の検査 3 医師が必要と認める場合は、ジアノグリーン法(ICG)の検査、血清乳酸脱水素酵素(LDH)の検査、血清脂質等の検査、特殊なエックス線撮影による検査、肝若しくは脾のシンチグラムによる検査又は中枢神経系の神経学的検査

			骨溶解症	
	塩素(これをその重量の１パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)		1 業務の経歴の調査 2 作業条件の簡易な調査 3 塩素による呼吸器症状、眼の症状等の既往歴の有無の検査 4 せき、たん、上気道刺激症状、流涙、角膜の異常、視力障害、歯の変化等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 「眼症状等」の「等」には、皮膚症状および歯の変化があること。 「歯の変化等」の「等」には、皮膚炎、及び皮膚潰瘍があること 惹起されるおそれのある主要な障害は、次のようなものがあること。 呼吸器系の障害、歯牙の障害、皮膚及び粘膜(特に眼及び上気道)の障害	1 作業条件の調査 2 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査 3 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、肺換気機能検査
	オルトートルイジン(これをその重量の１パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)		1 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 2 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 3 オルトートルイジンによる頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦怠感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦怠感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常	1 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 2 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査又は赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査(赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 平成28年11月30日基発1130第4号

		時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 4 頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦怠感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査(頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦怠感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 5 尿中の潜血検査 6 医師が必要と認める場合は、尿中のオルトートルイジンの量の測定、尿沈渣さ 検鏡の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査(尿中のオルトートルイジンの量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 平成28年11月30日基発1130第4号 (ア)別表第3(いわゆる「一次健康診断」)関係 「業務の経歴の調査」は、オルトートルイジン等を製造し、又は取り扱う業務について聴取するものであり、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。 ただし、配置転換後労働者が改正省令の施行日以降に初めて受ける健康診断が、法第66条第2項後段に規定する配置転換後健康診断に当たる場合には、当該健康診断の際に「業務の経歴の調査」を行うことが望ましいこと。 「作業条件の簡易な調査」は、労働者のオル	(イ)別表第4(いわゆる「二次健康診断」)関係 「作業条件の調査」は、労働者のオルトートルイジンへのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。なお、この項目は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。 「膀胱鏡検査」と「腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査」は、医師が必要と認める場合に行う検査であり、いずれも尿路系腫瘍を把握するための検査であること。 なお、膀胱鏡検査は内視鏡検査の一種であり、膀胱鏡には軟性のものと硬性のものがあるところ、いわゆるファイバースコープは、軟性の膀胱鏡をさしており、膀胱鏡検査にはファイバースコープによる検査が含まれること。 また、画像検査には、腹部の超音波による検査や尿路造影検査のほか、造影剤を用いないエックス線撮影による検査等があり、さらに、尿路造影検査の撮影方法としては、エックス線直接撮影やコンピュータ断層撮影(CT)があること。 「赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査」は、医師が必要と認める場合に行う検査であり、オルトートルイジンによる溶血性貧血、メ
--	--	---	--

			トートルイジンへのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中のオルトートルイジンの濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、オルトートルイジンの蒸気の発散源からの距離、保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中のオルトートルイジンの濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等から作業環境測定の結果等をあらかじめ聴取する方法があること。 なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであるが、配置転換後労働者への取扱いについては、上記と同様であること。 「オルトートルイジンによる頭重、頭痛、めまい、倦怠感、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、オルトートルイジンにより生じるこれらの症状の既往歴の有無の検査をいうこと。このうち「既往歴」とは、雇入れの際又は配置替えの際の健康診断にあってはその時までの症状を、定期の健康診断にあっては前回の健康診断以降の症状をいうこと。 また、喫煙は尿路系腫瘍の原因の一つであることや、喫煙によりオルトートルイジンにばく露することが知られていることから、オルトートルイジンによる健康影響やばく露状況の評	トヘモグロビン血症等の血液学的異常を把握するための検査であること。 なお、これらの症状は急性のものであることから、この項目は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。 (ウ)「医師が必要と認める場合」に行う検査の実施の要否の判断について オルトートルイジンについては、一次健康診断及び二次健康診断のそれぞれにおける項目に「医師が必要と認める場合」に行う検査を規定したが、それぞれの検査の実施の要否は、次により医師が判断すること。また、この場合の「医師」は、健康診断を実施する医師、事業場の産業医、産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場において健康管理を行う医師等があること。 一次健康診断における「医師が必要と認める場合」に行う検査 一次健康診断における業務の経歴の調査、作業条件の簡易な調査、他覚症状及び自覚症状の既往歴の有無の検査、他覚症状及び自覚症状の有無の検査の結果、前回までの当該物質に係る健康診断の結果等を踏まえて、当該検査の実施の要否を判断すること。 二次健康診断における「医師が必要と認める場合」に行う検査 一次健康診断の結果、前回までの当該物
--	--	--	---	---

		価の参考とするため、喫煙歴についても聴取することが望ましい。 なお、これらの症状のうち「頭重、頭痛、めまい、倦怠感、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色等の急性の疾患に係る症状」については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。 「頭重、頭痛、めまい、倦怠感、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、オルトートルイジンにより生じるこれらの症状の有無の検査をいうこと。なお、これらの症状のうち「頭重、頭痛、めまい、倦怠感、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色等の急性の疾患に係る症状」については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。 「尿中の潜血検査」は、腎臓、尿管、膀胱等の尿路系の障害（腫瘍等）及び溶血性貧血を把握するための検査であり、試験紙法によるものをさすこと。 「尿中のオルトートルイジンの量の検査」は、医師が必要と認める場合に行う検査であり、オルトートルイジンのばく露状況を把握するための検査であること。 なお、オルトートルイジンは経皮吸収性があり、作業環境測定のみでは労働者のばく露状況の把握が不十分であることから、この項目につ	質に係る健康診断の結果等を踏まえて、当該検査の実施の要否を判断すること。
--	--	--	---

			いても、作業条件の簡易な調査、他覚症状及び自覚症状の有無の検査等の結果を踏まえて、できるだけ実施することが望ましいこと。 また、オルトートルイジンの体外への排泄速度を考慮すると、尿の採取時期は、連続する作業日のうちの後半の作業日の作業終了時に行うことが望ましいこと。 さらに、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。 「尿沈渣検鏡の検査」と「尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査」は、医師が必要と認める場合に行う検査であり、いずれも尿路系の障害（腫瘍等）を把握するために行う検査であること。	
オルトーフタロジニトリル(これをその重量の１パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)		1 業務の経歴の調査 2 作業条件の簡易な調査 3 てんかん様発作の既往歴の有無の検査 4 頭重、頭痛、もの忘れ、不眠、倦怠感、悪心、食欲不振、顔面蒼白、手指の振戦等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 「手指の振せん等」の「等」には、脳神経症状、胃腸症状及び体重減少があること。 惹起されるおそれのある主要な障害は、次のようなものがあること。 中枢神経系の障害(てんかん様発作等)	1 作業条件の調査 2 赤血球数等の赤血球系の血液検査 3 てんかん様発作等の脳神経系の異常所見が認められる場合は、脳波検査 4 胃腸症状がある場合で、医師が必要と認めるときは、肝機能検査又は尿中のフタル酸の量の測定	

	クロム酸等	1 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 2 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 3 クロム酸若しくは重クロム酸又はこれらの塩によるせき、たん、胸痛、鼻腔の異常、皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4 せき、たん、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 5 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿孔等の鼻腔の所見の有無の検査 6 皮膚炎、潰瘍等の皮膚所見の有無の検査 7 安衛法施行令第23条第4号の業務に4年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査 「呼吸器症状等」の「等」には、皮膚炎、湿疹、および皮膚潰瘍があること。 「潰瘍等」の「等」には、湿疹があること。 惹起されるおそれのある主要な障害は、次のようなものがあること。 呼吸器系の障害(腫瘍等)、鼻腔の障害、皮膚の障害	1 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 2 医師が必要と認める場合は、エックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査
--	-------	--	--

クロロホルム(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物) 特別有機溶剤		1 業務の経歴の調査 2 作業条件の簡易な調査 3 クロロホルムによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 5 血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(G O T)、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ(G P T)及び血清ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ(γ - G T P)の検査 1 令和2年3月4日付基発0304第3号参照	1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合は、神経学的検査、肝機能検査(血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(G O T)、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ(G P T)及び血清ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ(γ - G T P)の検査を除く。)又は腎機能検査
五酸化バナジウム(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)		1 業務の経歴の調査 2 作業条件の簡易な調査 3 五酸化バナジウムによる呼吸器症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4 せき、たん、胸痛、呼吸困難、手指の振戦、皮膚の蒼白、舌の緑着色、指端の手掌部の角化等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 5 肺活量の測定 6 血圧の測定 惹起されるおそれのある主要な障害は、次のようなものがあること。 呼吸器系の障害	1 作業条件の調査 2 視力の検査 3 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査 4 医師が必要と認める場合は、肺換気機能検査、血清コレステロール若しくは血清トリグリセライドの測定又は尿中のバナジウムの量の測定

コバルト又はその無機化合物(これらの物をその重量の１パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)		1 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 2 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 3 コバルト又はその無機化合物によるせき、息苦しさ、息切れ、喘鳴、皮膚炎等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4 せき、息苦しさ、息切れ、喘鳴、皮膚炎等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 平成24年10月26日付け基発1026第6号 (ウ)コバルト等に係る特殊健康診断の項目について コバルトについては、ヒトに対する発がん性のおそれや呼吸器障害、皮膚症状等を引き起こす可能性が指摘されたことを踏まえ、コバルト等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者等に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。 「作業条件の簡易な調査」、「作業条件の調査」、「胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査」及び「肺機能検査」については、インジウム化合物等に係る特殊健康診断の項目と同様であること。 「せき、息苦しさ、息切れ、喘鳴、皮膚炎等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査」	1 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 2 尿中のコバルトの量の測定 3 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、肺機能検査、心電図検査又は皮膚貼布試験
--	--	---	---

			は、コバルトにより生じる症状の検査をいうこと。	
	コ ー ル タ ー ル(これを その重量の ５ パ ー セ ン ト を 超 え て 含有する製 剤その他の 物を含む。)		1 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 2 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 3 コールタールによる胃腸症状、呼吸器症状、皮膚症状等の既往歴の有無の検査 4 食欲不振、せき、たん、眼の痛み等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 5 露出部分の皮膚炎、にきび様変化、黒皮症、いば、潰瘍、ガス斑等の皮膚所見の有無の検査 6 労働安全衛生法施行令第二十三条第六号の業務に五年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査 惹起されるおそれのある主要な障害は、次のようなものがあること。 呼吸器系の障害(腫瘍等)、消化器系の障害、眼の障害、皮膚の障害	1 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 2 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査
	酸 化 プ ロ ピ レ ン(これ をその重量 の １ パ ー セ ン ト を 超 え て 含有する製 剤その他の 物 を 含		1 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 2 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 3 酸化プロピレンによる眼の痛み、せき、咽頭痛、皮膚の刺激等の他覚症状又は自覚症状の既	1 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 2 医師が必要と認める場合には、上気道の病理学的検査又は耳鼻科学的検査

む。)		往歴の有無の検査 4 眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 平成23年2月4日付け基発0204第4号 a 酸化プロピレン等に係る特殊健康診断の項目について 酸化プロピレン等を製造し、又は取り扱う業務については、眼、上気道及び皮膚の刺激症状や、上気道上皮の細胞変性及び発がん等を引き起こす可能性が指摘されたことを踏まえ、特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。 (a) 「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の酸化プロピレンの濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、酸化プロピレンのガス又は蒸気の発生源からの距離、呼吸用保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中の酸化プロピレンの濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等からあらかじめ聴取する方法があること。 (b) 「眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、酸化プロピレンにより生じる眼及び上気道の刺激症	
------	--	---	--

			状の検査をいうこと。 (c)「皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査」は、酸化プロピレンにより生じる皮膚の発赤等の皮膚症状を考慮したものであり、主に視診により検査するものであること。 (d)「作業条件の調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。 (e)「上気道の病理学的検査」は、鼻腔がん等の上気道の悪性腫瘍を考慮した検査であること。 (f)「耳鼻科学的検査」は、鼻腔等の視診により検査するものであること。	
三酸化二アンチモン (これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)		1 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 2 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 3 三酸化二アンチモンによるせき、たん、頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹等の皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹等の皮膚症状等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 4 せき、たん、頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹等の皮膚症状等の他覚症状又は自覚	1 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 2 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査 平成29年5月19日付け基発0519第6号 (イ)特化則別表第4(いわゆる「二次健康診断」)関係 「作業条件の調査」は、労働者の三酸化二アンチモンへのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであ	

		症状の有無の検査（頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹等の皮膚症状等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 5 医師が必要と認める場合は、尿中のアンチモンの量の測定又は心電図検査（尿中のアンチモンの量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 平成29年5月19日付け基発0519第6号 （ア）特化則別表第3（いわゆる「一次健康診断」）関係 「業務の経歴の調査」は、三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う業務について聴取するものであり、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。 ただし、配置転換後労働者が改正省令の施行日以降に初めて受ける健康診断が、法第66条第2項後段に規定する配置転換後健康診断に当たる場合には、当該健康診断の際に「業務の経歴の調査」を行うことが望ましいこと。 「作業条件の簡易な調査」は、労働者の三酸化二アンチモンへのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の三酸化二アンチモンの濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、三酸化二アンチモンの粉じんの発散源からの距離、保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取す	ること。なお、この項目は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。 「胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、呼吸器系の障害（腫瘍等）を把握するための検査であること。 また、これらのうち、「特殊なエックス線撮影による検査」は、コンピュータ断層撮影（CT）による検査等をいうこと。 （ウ）「医師が必要と認める場合」に行う検査の実施の要否の判断について三酸化二アンチモンについては、一次健康診断及び二次健康診断のそれぞれにおける項目に「医師が必要と認める場合」に行う検査を規定したが、それぞれの検査の実施の要否は、次により医師が判断すること。また、この場合の「医師」は、健康診断を実施する医師、事業場の産業医、産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場において健康管理を行う医師等があること。 一次健康診断における「医師が必要と認める場合」に行う検査一次健康診断における必須項目（業務の経歴の調査、作業条件の簡易な調査、他覚症状及び自覚症状の既往歴の有無の検査、他覚症状及び自覚症状の有無の検査）の結果、前回までの当該物質に係る健康診断の結果等を踏まえて、当該検査の実施の要否を判断すること。
--	--	--	--

		ることにより調査するものであること。このうち、環境中の三酸化二アンチモン濃度の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等から作業環境測定の結果等をあらかじめ聴取する方法があること。 なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであるが、配置転換後労働者への取扱いについては、上記と同様であること。 「三酸化二アンチモンによるせき、たん、頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹等の皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、三酸化二アンチモンにより生じるこれらの症状の既往歴の有無の検査をいうこと。このうち「既往歴」とは、雇入れの際又は配置替えの際の健康診断にあってはその時までの症状を、定期の健康診断にあっては前回の健康診断以降の症状をいうこと。 また、喫煙は呼吸器の障害（腫瘍等）の原因の一つであることから、三酸化二アンチモンによる健康影響やばく露状況の評価の参考とするため、喫煙歴についても聴取することが望ましい。 なお、これらの症状のうち「頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹等の皮膚症状等」の急性の疾患に係る症状については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。 「せき、たん、頭痛、下痢、アンチモン皮疹等の皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、三酸化二アンチモンにより生じるこれら	二次健康診断における「医師が必要と認める場合」に行う検査一次健康診断の結果、前回までの当該物質に係る健康診断の結果等を踏まえて、当該検査の実施の要否を判断すること。
--	--	--	---

			の症状の有無の検査をいうこと。なお、これらの症状のうち「頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹等の皮膚症状等の急性の疾患に係る症状」については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。 「尿中のアンチモンの量の測定」は、医師が必要と認める場合に行う、三酸化二アンチモンのばく露状況を把握するための検査であること。 なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。 「心電図検査」は、医師が必要と認める場合に行う、心臓の障害を把握するために行う検査であること。	
	シアン化カリウム、シアン化ナトリウム(これをその重量の５パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)		1 業務の経歴の調査 2 作業条件の調査 3 シアン化カリウム、シアン化水素又はシアン化ナトリウムによる頭重、頭痛、疲労感、倦怠感、結膜充血、異味、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4 頭重、頭痛、疲労感、倦怠感、結膜充血、異味、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 「胃腸症状等」の「等」には、めまい、動悸、嘔声、呼吸困難、散瞳、結膜炎、皮膚または粘膜の紅潮および体重減少があること。 惹起されるおそれのある主要な障害は、次のようなものがあること。 中枢神経系の障害、消化器系の障害、粘膜の	

			障害	
	四塩化炭素(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物) 特別有機溶剤		1 業務の経歴の調査 2 作業条件の簡易な調査 3 四塩化炭素による頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、皮膚の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、皮膚の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 6 血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ(γ-GTP)の検査 1 令和2年3月4日付基発0304第3号参照	1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波による検査等の画像検査、CA19-9等の血液中の腫瘍マーカーの検査、神経学的検査、肝機能検査(血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ(γ-GTP)の検査を除く。)又は腎機能検査
	1・4 - ジオキサン(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物) 特別有機溶剤		1 業務の経歴の調査 2 作業条件の簡易な調査 3 1・4 - ジオキサンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、けいれん、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、けいれん、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 5 血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ(GPT)及び血	1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合は、神経学的検査、肝機能検査(血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ(γ-GTP)の検査を除く。)又は腎機能検査

			清ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ (γ-G T P) の検査 1 令和2年3月4日付基発0304第3号参照	
1・2 - ジ クロロエタ ン(これをそ の重量の1 パーセント を超えて含 有する製剤 その他の物) 特別有機 溶剤		1 業務の経歴の調査 2 作業条件の簡易な調査 3 1・2 - ジクロロエタンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 6 血清グルタミツクオキサロアセチクトランスアミナーゼ(G O T)、血清グルタミツクピルビクトランスアミナーゼ(G P T) 及び血清ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ(γ-G T P) の検査 1 令和2年3月4日付基発0304第3号参照	1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波による検査等の画像検査、C A 1 9 - 9 等の血液中の腫瘍マーカーの検査、神経学的検査、肝機能検査(血清グルタミツクオキサロアセチクトランスアミナーゼ(G O T)、血清グルタミツクピルビクトランスアミナーゼ(G P T) 及び血清ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ(γ-G T P) の検査を除く。) 又は腎機能検査	
三・三' - ジクロロ - 四・四' - ジ アミノジフ エニルメタ ン(これをそ の重量の1 パーセント を超えて含		1 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 2 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 3 三・三' - ジクロロ - 四・四' - ジアミノジフェニルメタンによる上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他	1 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 2 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査	

有する製剤その他の物を含む。)		覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4 上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 5 尿中の潜血検査 6 医師が必要と認める場合は、尿中の三・三'—ジクロロ—四・四'—ジアミノジフェニルメタンの量の測定、尿沈渣検鏡の検査、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査、肝機能検査又は腎機能検査(尿中の三・三'—ジクロロ—四・四'—ジアミノジフェニルメタンの量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 惹起されるおそれのある主要な障害は、次のようなものがあること。 呼吸器系の障害(腫瘍等)、消化器系の障害、腎臓の障害	
一・二—ジクロロプロパン(これをその重量の—パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。) 特別有機溶剤		1 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 2 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 3 一・二—ジクロロプロパンによる眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(眼の痛み、発赤、せき等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に	1 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 2 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波による検査等の画像検査、C A 1 9—9等の血液中の腫瘍マーカーの検査、赤血球数等の赤血球系の血液検査又は血清間接ビリルビンの検査(赤血球系の血液検査及び血清間接ビリルビンの検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

		対して行う健康診断におけるものに限る。) 4 眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査（眼の痛み、発赤、せき等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 5 血清総ビリルビン、血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ（G O T）、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ（G P T）、ガンマーグルタミルトランスベプチダーゼ（γ-G T P）及びアルカリホスファターゼの検査 平成25年8月27日付け基発0827第6号 （イ）1，2 - ジクロロプロパン等に係る特殊健康診断の項目について 1，2 - ジクロロプロパンについては、ヒトに対する発がん性のおそれや肝機能障害、皮膚粘膜の刺激症状、溶血性貧血等を引き起こす可能性が指摘されたことを踏まえ、1，2 - ジクロロプロパン洗浄・払拭業務（1，2 - ジクロロプロパン及びこれを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を用いて行う業務に限る。）に常時従事する労働者等に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。 「業務の経歴の調査」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。なお、本項目に	
--	--	---	--

		ついては、当該業務に常時従事する労働者以外のものは対象とならないが、当該業務に常時従事させたことがあり、かつ、現に使用している労働者のうち、過去に「業務の経歴の調査」を受けていないものに対しても、当該労働者の次回の健康診断において「業務の経歴の調査」を行うことが望ましいこと。 「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の 1, 2 - ジクロロプロパンの濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、1, 2 - ジクロロプロパンの蒸気の発散源からの距離、呼吸用保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中の 1, 2 - ジクロロプロパンの濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等からあらかじめ聴取する方法があること。なお、本項目については、当該業務に常時従事する労働者以外のものは対象とならないが、当該業務に常時従事させたことがあり、かつ、現に使用している労働者で、過去に「作業条件の簡易な調査」を実施していないものに対しても、当該労働者の次回の健康診断において「作業条件の簡易な調査」を行うことが望ましいこと。 「眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、	
--	--	---	--

		上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、１，２－ジクロロプロパンにより生じるこれらの症状の検査をいうこと。発赤とは、眼の発赤をいうこと。なお、「眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔吐等の急性の疾患に係る症状」については、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。 「血清総ビリルビン、血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ（ＧＯＴ）、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ（ＧＰＴ）、ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（γ－ＧＴＰ）及びアルカリホスファターゼの検査」は、１，２－ジクロロプロパンによる肝・胆道系の障害を評価するための検査であること。 「作業条件の調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。 なお、「作業条件の調査」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。 「腹部の超音波による検査等の画像検査」は、肝・胆道系の異常を評価するための検査で、腹部の超音波検査、磁気共鳴画像検査、ＣＴ（コンピューター断層撮影）による検査等をいうこと。 「ＣＡ１９-９等の血液中の腫瘍マーカーの検	
--	--	--	--

		査」は、胆管がん等が存在する可能性や病勢等について評価するための検査であること。 「赤血球数等の赤血球系の血液検査又は血清間接ビリルビンの検査」は、１，２－ジクロロプロパンによる溶血性貧血等の血液学的異常を評価するための検査であること。 なお、「赤血球系の血液検査及び血清間接ビリルビンの検査」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。 １，２－ジクロロプロパン洗浄・払拭業務（１，２－ジクロロプロパン有機溶剤混合物を用いて行う業務に限る。）に常時従事する労働者に対し、特化則第41条の２において準用する有機則第29条の特殊健康診断と特化則第39条の特殊健康診断とを併せて行う場合には、共通の項目については重ねて実施する必要はないこと。 ただし、当該項目についての結果の記録については、特化則及び有機則それぞれの規定に基づき作成し、保存しなければならないこと。	
ジクロロメタン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)		１ 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） ２ 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） ３ ジクロロメタンによる集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、悪心、嘔吐、	１ 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） ２ 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波による検査等の画像検査、C A 1 9—9等の血液中の腫瘍マーカーの検査、血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定又は呼気中の一酸化炭素の量の測定（血液中の

む。)を製造し、又は取り扱う業務 特別有機溶剤		黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査（集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 4 集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査（集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 5 血清総ビリルビン、血清グルタミツクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（G O T）、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ（G P T）、血清ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ（γ-G T P）及びアルカリホスファターゼの検査	カルボキシヘモグロビンの量の測定及び呼気中の一酸化炭素の量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
ジメチル—二・ニ—ジクロロビニルホスフェイト（別名 D D V P）（これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物		1 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 2 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 3 ジメチル—二・ニ—ジクロロビニルホスフェイトによる皮膚炎、縮腫、流涙、唾液分泌過多、めまい、筋線維束れん縮、悪心、下痢等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査（皮膚炎、縮腫、流涙等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対し	1 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 2 赤血球コリンエステラーゼ活性値の測定（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 3 肝機能検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 4 白血球数及び白血球分画の検査 5 神経学的検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるもの

を含む。)		て行う健康診断におけるものに限る。) 4 皮膚炎、縮腫、流涙、唾液分泌過多、めまい、筋線維束れん縮、悪心、下痢等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査(皮膚炎、縮腫、流涙等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 5 血清コリンエステラーゼ活性値の測定(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 平成26年9月24日付け基発0924第6号 (ア)DDVP等に係る特殊健康診断の項目について DDVPについては、ヒトに対する発がんのおそれや有機リン剤の中毒症状、皮膚障害、コリンエステラーゼ活性の低下等を引き起こす可能性が指摘されたことを踏まえ、DDVP成形・加工・包装業務に常時従事する労働者等に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。 「業務の経歴の調査」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。なお、本項目については、当該業務に常時従事する労働者以外のものは対象とならないが、当該業務に常時従事させたことがあり、かつ、現に使用している労働者のうち、過去に「業務の経歴の調査」を実施していないものに	に限る。)
-------	--	---	-------

		対しても、当該労働者の次回の健康診断において「業務の経歴の調査」を行うことが望ましいこと。 「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中のDDVPの濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、DDVPの蒸気の発散源からの距離、呼吸用保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中のDDVPの濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等からあらかじめ聴取する方法があること。 なお、本項目については、当該業務に常時従事する労働者以外のものは対象とならないが、当該業務に常時従事させたことがあり、かつ、現に使用している労働者で、過去に「作業条件の簡易な調査」を実施していないものに対しても、当該労働者の次回の健康診断において「作業条件の簡易な調査」を行うことが望ましいこと。 「DDVPによる皮膚炎、縮腫、流涙、唾液分泌過多、めまい、筋線維束れん縮、悪心、下痢等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、DDVPにより生じるこれらの症状の既往歴の有無の検査をいうこと。なお、「皮膚炎、縮腫、流涙等	
--	--	---	--

		の急性の疾患に係る症状」については、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。 「皮膚炎、縮腫、流涙、唾液分泌過多、めまい、筋線維束れん縮、悪心、下痢等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、DDVPにより生じるこれらの症状の検査をいうこと。なお、「皮膚炎、縮腫、流涙等の急性の疾患に係る症状」については、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。 「血清コリンエステラーゼ活性値の測定」は、DDVPによるコリン作動性の自他覚症状に先行して評価するための検査であること。なお、「血清コリンエステラーゼ活性値の測定」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。 「作業条件の調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。 なお、「作業条件の調査」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。 「肝機能検査」は、DDVPによる肝機能の異常の有無を評価するための検査であ	
--	--	--	--

			ること。 なお、「肝機能検査」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。 「白血球数及び白血球分画の検査」は、白血病等が存在する可能性や病勢等について評価するための検査であること。 「神経学的検査」は、DDVPによる神経系の異常を評価するための検査であること。 なお、「神経学的検査」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。	
	臭化メチル(これをその重量の１パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)		1 業務の経歴の調査 2 作業条件の簡易な調査 3 臭化メチルによる頭重、頭痛、めまい、流涙、鼻炎、咽喉痛、せき、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛、下痢、四肢のしびれ、視力低下、記憶力低下、発語障害、腱反射亢進、歩行困難等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、四肢のしびれ、視力低下、記憶力低下、発語障害、腱反射亢進、歩行困難等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 5 皮膚所見の有無の検査 惹起されるおそれのある主要な障害は、次のようなものがあること。 呼吸器系の障害、中枢神経系の障害、視力の障害、皮膚の障害	1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合は、運動機能の検査、視力の精密検査及び視野の検査又は脳波検査

水銀又はその無機化合物(これらの物をその重量の１パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)		1 業務の経歴の調査 2 作業条件の簡易な調査 3 水銀又はその無機化合物による頭痛、不眠、手指の振戦、乏尿、多尿、歯肉炎、口内炎等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4 頭痛、不眠、手指の振戦、乏尿、多尿、歯肉炎、口内炎等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 5 尿中の潜血及び蛋白の有無の検査 「口内炎等」の「等」には、疲労感、記憶力減退および皮膚炎があること。 惹起されるおそれのある主要な障害は、次のようなものがあること。 中枢神経系の障害、腎臓の障害	1 作業条件の調査 2 神経学的検査 3 尿中の水銀の量の測定及び尿沈渣検鏡の検査 「神経学的検査」には、上肢落下試験、閉眼片足立ち試験、指一指試験、病的反射の有無の検査、眼振の有無の検査および言語障害の有無の検査があること。
スチレン (これをその重量の１パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。) 特別有機溶剤		1 業務の経歴の調査 2 作業条件の簡易な調査 3 スチレンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常、頸部等のリンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常、頸部等のリンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 5 尿中のマンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量の測定 6 白血球数及び白血球分画の検査 7 血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(ＧＯＴ)、血清グルタミツクピ	1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合は、血液像その他血液に関する精密検査、聴力低下の検査等の耳鼻科学的検査、色覚検査等の眼科学的検査、神経学的検査、肝機能検査(血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(ＧＯＴ)、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ(ＧＰＴ)及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γ-GTP)の検査を除く。)、特殊なエックス線撮影による検査又は核磁気共鳴画像診断装置による画像検査

			ルピツクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ（γ-GTP）の検査 1 令和2年3月4日付基発0304第3号参照	
	ー・ー・二・二ーテトラクロロエタン(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。) 特別有機溶剤		1 業務の経歴の調査 2 作業条件の簡易な調査 3 ー・ー・二・二ーテトラクロロエタンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等々の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 6 血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ（γ-GTP）の検査 1 令和2年3月4日付基発0304第3号参照	1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合は、白血球数及び白血球分画の検査、神経学的検査、赤血球数等の赤血球系の血液検査又は肝機能検査（血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ（γ-GTP）の検査を除く。）
	テトラクロロエチレン(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物		1 業務の経歴の調査 2 作業条件の簡易な調査 3 テトラクロロエチレンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、振せん、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、振	1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合は、尿沈査検鏡の検査、尿沈査のパパニコラ法による細胞診の検査、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査、神経学的検査、肝機能検査（血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミツクピルビツク

を含む。) 特別有機溶剤		せん、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 6 尿中のトリクロル酢酸又は総三塩化物の量の測定 7 血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ (GOT)、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ (GPT) 及び血清ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ (γ-GTP) の検査 8 尿中の潜血検査 1 令和2年3月4日付基発0304第3号参照	トランスアミナーゼ (GPT) 及び血清ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ (γ-GTP) の検査を除く。) 又は腎機能検査
トリクロロエチレン (これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。) 特別有機溶剤		1 業務の経歴の調査 2 作業条件の簡易な調査 3 トリクロロエチレンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、振せん、知覚異常、皮膚又は粘膜の異常、頸部等リンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、振せん、知覚異常、皮膚又は粘膜の異常、頸部等リンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 6 尿中のトリクロル酢酸又は総三塩化物の量の測定 7 血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ (GOT)、血清グルタミツクピ	1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合は、白血球数及び白血球分画の検査、血液像その他血液に関する精密検査、CA19-9等の血液中の腫瘍マーカーの検査、神経学的検査、肝機能検査 (血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ (GOT)、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ (GPT) 及び血清ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ (γ-GTP) の検査を除く。)、腎機能検査、特殊なエックス線撮影による検査又は核磁気共鳴画像診断装置による画像検査

		ルビツクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ（γ-GTP）の検査 8 医師が必要と認める場合は、尿中の潜血検査又は腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査 1 令和2年3月4日付基発0304第3号参照	
	トリレンジイソシアネート(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)	1 業務の経歴の調査 2 作業条件の簡易な調査 3 トリレンジイソシアネートによる頭重、頭痛、眼の痛み、鼻の痛み、咽頭痛、咽頭部異和感、せき、たん、胸部圧迫感、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦怠感、眼、鼻又は咽頭の粘膜の炎症、体重減少、アレルギー性喘息等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4 頭重、頭痛、眼の痛み、鼻の痛み、咽頭痛、咽頭部異和感、せき、たん、胸部圧迫感、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦怠感、眼、鼻又は咽頭の粘膜の炎症、体重減少、アレルギー性喘息等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 惹起されるおそれのある主要な障害は、次のようなものがあること。 呼吸器系の障害、眼及び視力の障害、粘膜及び皮膚の障害	1 作業条件の調査 2 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状のある場合は、胸部理学的検査、胸部のエックス線直接撮影による検査又は閉塞性呼吸機能検査 3 医師が必要と認める場合は、肝機能検査、腎機能検査又はアレルギー反応の検査
	ナフタレン(これをその重量の1	1 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）	1 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)		2 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 3 ナフタレンによる眼の痛み、流涙、眼のかすみ、羞明、視力低下、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐、皮膚の刺激等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査（眼の痛み、流涙、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐、皮膚の刺激等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 4 眼の痛み、流涙、眼のかすみ、羞明、視力低下、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査（眼の痛み、流涙、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 6 尿中の潜血検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 平成27年9月30日付け基発0930第9号 （ア）ナフタレン等に係る特殊健康診断の項目について	2 医師が必要と認める場合は、尿中のヘモグロビンの有無の検査、尿中のーナフトール及び二ーナフトールの量の測定、視力検査等の眼科検査、赤血球数等の赤血球系の血液検査又は血清間接ビリルビンの検査（尿中のヘモグロビンの有無の検査、尿中のーナフトール及び二ーナフトールの量の測定、赤血球数等の赤血球系の血液検査並びに血清間接ビリルビンの検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
----------------------------------	--	--	--

		ナフタレンについては、ヒトに対する発がんのおそれや頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐の症状、溶血性貧血、ヘモグロビン尿、眼及び呼吸器系の刺激、眼毒性（白内障、視神経、レンズの混濁、網膜変性）を引き起こす可能性が指摘されたことを踏まえ、ナフタレン等の業務従事労働者及び配置転換後労働者に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。 「業務の経歴の調査」は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。なお、この項目については、業務従事労働者以外のものは対象とならない。ただし、配置転換後労働者が改正省令の施行日以降に初めて受ける健康診断が、法第66条第2項後段に規定する配置転換後健康診断に当たる場合には、当該健康診断の際に「業務の経歴の調査」を行うことが望ましいこと。 「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中のナフタレンの濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、ナフタレンの蒸気の発散源からの距離、呼吸用保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中のナフタレンの濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等からあらかじめ聴取する方法があること。なお、この項目	
--	--	---	--

		については、業務従事労働者以外のものは対象とならないが、配置転換後労働者への取扱いについては、上記と同様であること。 「ナフタレンによる眼の痛み、流涙、眼のかすみ、羞明、視力低下、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐、皮膚の刺激等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、ナフタレンにより生じるこれらの症状の既往歴の有無の検査をいうこと。「羞明」とは、まぶしさをいうこと。なお、「眼の痛み、流涙、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐、皮膚の刺激等の急性の疾患に係る症状」については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。 「眼の痛み、流涙、眼のかすみ、羞明、視力低下、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、ナフタレンにより生じるこれらの症状の有無の検査をいうこと。なお、「眼の痛み、流涙、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐等の急性の疾患に係る症状」については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。 「皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査」は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。 「尿中の潜血検査」は、腎臓、尿管、膀胱等の尿路系の異常を評価するための検査であ	
--	--	--	--

		ること。なお、この項目は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。 「作業条件の調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。なお、この項目は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。 「尿中のヘモグロビンの有無の検査」は、溶血性貧血等の血液学的異常を評価するための検査であること。なお、この項目は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。 「尿中の１－ナフトール及び２－ナフトールの量の測定」は、ナフタレンによるばく露状況を評価するための検査であること。なお、この項目は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。 「赤血球数等の赤血球系の血液検査又は血清間接ビリルビンの検査」は、ナフタレンによる溶血性貧血等の血液学的異常を評価するための検査であること。なお、この項目は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。	
ニッケル化合物(これをその重量のパーセントで表す)		1 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 2 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)	1 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 2 医師が必要と認める場合は、尿中のニッケル

ントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)		する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 3 ニッケル化合物による皮膚、気道等に係る他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4 皮膚、気道等に係る他覚症状又は自覚症状の有無の検査 5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 平成20年11月26日付け基発第1126001号 ニッケル化合物は、肺がん及び鼻腔がんの発がん性、鼻炎、副鼻腔炎、鼻中隔穿孔、鼻粘膜異形成等の耳鼻科的疾患、アレルギー性皮膚炎、喘息等を引き起こす感作性、腎毒性等の報告があり、特殊健康診断の項目の趣旨等については次のとおりであること。 a 「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中のニッケル化合物の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、ニッケル化合物のガス、蒸気、粉じん等の発生源からの距離、呼吸用保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等からあらかじめ聴取する方法があること。 b 「皮膚、気道等に係る他覚症状又は自覚症状」は、ニッケル化合物により生じる皮膚の	ケルの量の測定、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診、皮膚貼布試験、皮膚の病理学的検査、血液免疫学的検査、腎尿細管機能検査又は鼻腔の耳鼻科学的検査
-------------------------------	--	--	--

		かゆみ、湿疹、喘鳴等の症状をいうこと。 c 「皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査」は、ニッケル化合物により生じる皮膚症状を考慮したものであり、主に視診により検査するものであること。 d 「作業条件の調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の詳細について、当該労働者及び衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。 e 「尿中のニッケルの量の測定」は、当該労働者のばく露レベルを評価するためのものであること。 f 「胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査」及び「喀痰の細胞診」は、肺がんを考慮した検査であること。なお、「特殊なエックス線撮影による検査」とは、CT(コンピューター断層撮影)による検査等をいうこと。 g 「皮膚貼布試験」、「皮膚の病理学的検査」及び「血液免疫学的検査」は、感作性皮膚炎を考慮した検査であること。 h 「腎尿細管機能検査」は、腎毒性を考慮したものであり、尿中のβ_2-マイクログロブリンの検査によるものであること。 i 「鼻腔の耳鼻科学的検査」は、鼻腔がん並びに鼻腔内炎症及び鼻中隔欠損を考慮したものであり、鼻腔の視診により検査するものであること。	
--	--	---	--

砒素又はその化合物（これらの物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）		1 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 2 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 3 砒素又はその化合物による鼻粘膜の異常、呼吸器症状、口内炎、下痢、便秘、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4 せき、たん、食欲不振、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 5 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿孔等の鼻腔の所見の有無の検査 6 皮膚炎、色素沈着、色素脱失、角化等の皮膚所見の有無の検査 7 労働安全衛生法施行令第二十三条第五号の業務に五年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査 平成20年11月26日付け基発第1126001号 - a 「作業条件の簡易な調査」及び「作業条件の調査」については、ニッケル化合物等に係る特殊健康診断の項目と同様であること。 - b 肝機能障害を考慮した検査については、改正省令による改正前の特化則における三酸化砒素等に係る特殊健康診断の項目であった「尿中のウロビリノーゲンの検査」は行わず、二次健康診断(特化則第39条第3項	1 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 2 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、尿中の砒素化合物（砒酸、亜砒酸及びメチルアルソン酸に限る。）の量の測定、肝機能検査、赤血球系の血液検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査
---	--	---	--

			の医師が必要と認める者について行う健康診断をいう。)の「肝機能検査」で対応することとしたこと。 c 「尿中の砒素化合物(砒酸、亜砒酸及びメチルアルソン酸に限る。)の量の測定」は、食事由来の砒素化合物による影響を排除するため、測定の対象を砒酸、亜砒酸及びメチルアルソン酸に限定するとともに、改正省令による改正前の特化則における三酸化砒素等に係る特殊健康診断の項目であった「毛髪中の砒素の量の測定」は行わないものとしたこと。 なお、測定に当たっては、尿中の砒酸、亜砒酸及びメチルアルソン酸の合計の量を測定すれば足りるものであること。	
弗化水素 (これをその重量の５パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)		1 業務の経歴の調査 2 作業条件の簡易な調査 3 弗化水素による呼吸器症状、眼の症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4 眼、鼻又は口腔の粘膜の炎症、歯牙の変色等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 「眼症状等」の「等」には、皮膚症状があること。 「斑状歯等」の「等」には、せき、たんなどの呼吸器症状、食欲不振、悪心、嘔吐、便秘などの消化器症状、および体重減少があること。 「皮膚炎等」の「等」には、壊死性潰瘍があること。	1 作業条件の調査 2 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査 3 赤血球数等の赤血球系の血液検査 4 医師が必要と認める場合は、出血時間測定、長管骨のエックス線撮影による検査、尿中の弗素の量の測定又は血液中の酸性ホスファターゼ若しくはカルシウムの量の測定 「赤血球数等」の「等」には、血色素ヘマトクリット値があること。	

			惹起されるおそれのある主要な障害は、次のようなものがあること。 呼吸器系の障害、眼の障害、粘膜及び皮膚の障害	
	ベンゼン等		1 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 2 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 3 ベンゼンによる頭重、頭痛、めまい、心悸亢進、倦怠感、四肢のしびれ、食欲不振、出血傾向等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4 頭重、頭痛、めまい、心悸亢進、倦怠感、四肢のしびれ、食欲不振等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 5 赤血球数等の赤血球系の血液検査 6 白血球数の検査 惹起されるおそれのある主要な障害は、次のようなものがあること。 中枢及び末梢神経系の障害、造血系の障害	1 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 2 血液像その他の血液に関する精密検査 3 神経学的検査
	マンガン又はその化合物(これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有		1 業務の経歴の調査 2 作業条件の簡易な調査 3 マンガン又はその化合物によるせき、たん、仮面様顔貌、膏顔、流涎、発汗異常、手指の振戦、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査	1 作業条件の調査 2 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び胸部のエックス線直接撮影による検査 3 パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査 4 医師が必要と認める場合は、尿中又は血

する製剤その他の物を含む。)		4 せき、たん、仮面様顔貌、膏顔、流涎、発汗異常、手指の振せん、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査 5 握力の測定 「発語異常等」の「等」には、痙笑、痙泣、睡眠障害、記憶障害、および性欲減退があること。 惹起されるおそれのある主要な障害は、次のようなものがあること。 呼吸器系の障害、中枢神経系の障害(パーキンソン症候群様)	液中のマンガンの量の測定
メチルイソブチルケトン(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。) 特別有機溶剤		1 業務の経歴の調査 2 作業条件の簡易な調査 3 メチルイソブチルケトンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 5 医師が必要と認める場合は、尿中のメチルイソブチルケトンの量の測定 1 令和2年3月4日付基発0304第3号参照	1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合は、神経学的検査又は腎機能検査
沃化メチル(これをその重量の1パーセント		1 業務の経歴の調査 2 作業条件の簡易な調査 3 沃化メチルによる頭重、めまい、眠気、悪心、嘔吐、倦怠感、目のかすみ等の他覚症状又は自	1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合は、視覚検査、運動神経機能検査又は神経学的検査

を超えて含有する製剤その他の物を含む。)		覚症状の既往歴の有無の検査 4 頭重、めまい、眠気、悪心、嘔吐、倦怠感、目のかすみ等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 惹起されるおそれのある主要な障害は、次のようなものがあること。 中枢神経系の障害、皮膚の障害	
溶接ヒューム(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。) 令和3年4月1日施行		1 業務の経歴の調査 2 作業条件の簡易な調査 3 溶接ヒュームによるせき、たん、仮面用顔貌、膏顔、流涎、発汗異常、手指の振せん、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査 4 せき、たん、仮面用顔貌、膏顔、流涎、発汗異常、手指の振せん、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査 5 握力の測定	1 作業条件の調査 2 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び胸部のエックス線直接撮影による検査 3 パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査 4 医師が必要と認める場合は、尿中又は血液中のマンガンの量の測定
リフラクトリーセラミックファイバー(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他		1 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 2 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 3 喫煙歴及び喫煙習慣の状況に係る調査 4 リフラクトリーセラミックファイバーによるせき、たん、息切れ、呼吸困難、胸痛、呼吸音	1 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 2 医師が必要と認める場合は、特殊なエックス線撮影による検査、肺機能検査、血清シアル化糖鎖抗原KL-6の量の測定若しくは血清サーファクタントプロテインD(血清SP-D)の検査等の血液生化学検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査

の物を含む。)		の異常、眼の痛み、皮膚の刺激等についての他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査（眼の痛み、皮膚の刺激等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 5 せき、たん、息切れ、呼吸困難、胸痛、呼吸音の異常、眼の痛み等についての他覚症状又は自覚症状の有無の検査（眼の痛み等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 6 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 7 胸部のエックス線直接撮影による検査 平成27年9月30日付け基発0930第9号 （イ）リフラクトリーセラミックファイバー等に係る特殊健康診断の項目について リフラクトリーセラミックファイバーについては、ヒトに対する発がんのおそれや眼の損傷並びに皮膚炎等の刺激症状を引き起こす可能性が指摘されたことを踏まえ、リフラクトリーセラミックファイバー等の業務従事労働者及び配置転換後労働者に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。 「業務の経歴の調査」及び「作業条件の簡易な調査」については、ナフタレン等に係る特殊健康診断の趣旨等（（ア）及び（イ）	
----------------	--	--	--

		と同様であること。 「喫煙歴及び喫煙習慣の状況に係る調査」は、喫煙が肺疾患を進展させる要因となり得ることから行うものであること。 「リフラクトリーセラミックファイバーによるせき、たん、息切れ、呼吸困難、胸痛、呼吸音の異常、眼の痛み、皮膚の刺激等についての他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、リフラクトリーセラミックファイバーにより生じるこれらの症状の既往歴の有無の検査をいうこと。なお、「眼の痛み、皮膚の刺激等の急性の疾患に係る症状」については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。 「せき、たん、息切れ、呼吸困難、胸痛、呼吸音の異常、眼の痛み等についての他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、リフラクトリーセラミックファイバーにより生じるこれらの症状の有無の検査をいうこと。なお、「眼の痛み等の急性の疾患に係る症状」については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。 「皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査」は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。 「胸部のエックス線直接撮影による検査」については、肺がん等を評価するための検査であること。	
--	--	--	--

			「作業条件の調査」については、ナフタレン等に係る特殊健康診断の趣旨等（（ア）の ）と同様であること。 「特殊なエックス線撮影による検査」は、ＣＴ（コンピューター断層撮影）による検査等をいうこと。 「血清シアル化糖鎖抗原ＫＬ－６の量の検査若しくは血清サーファクタントプロテインＤ（血清ＳＰ－Ｄ）の検査等の血液生化学検査」は、肺がん等が存在する可能性や病勢等について評価するための検査であること。 「喀痰の細胞診又は気管支鏡検査」は、肺がん等が存在する可能性や病勢等について評価するための検査であること。	
	硫化水素 （これをその重量の１パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）		１ 業務の経歴の調査 ２ 作業条件の簡易な調査 ３ 硫化水素による呼吸器症状、眼の症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 ４ 頭痛、不眠、易疲労感、めまい、易興奮性、悪心、せき、上気道刺激症状、胃腸症状、結膜及び角膜の異常、歯牙の変化等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 「眼症状等」の「等」には、神経精神症状、頭痛、不眠、易疲労性、易興奮性およびめまいがあること。 「歯の変化等」の「等」には、皮膚炎があること。 惹起されるおそれのある主要な障害は、次の	１ 作業条件の調査 ２ 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査

			ようなものがあること。 呼吸器系の障害、中枢神経系の障害、粘膜の障害	
	硫酸ジメチル(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)		1 業務の経歴の調査 2 作業条件の簡易な調査 3 硫酸ジメチルによる呼吸器症状、眼の症状、皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4 せき、たん、嘔声、流涙、結膜及び角膜の異常、脱力感、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 6 尿中の蛋白の有無の検査 「皮膚症状等」の「等」には、肝機能障害による症状及び腎機能障害による症状があること。 惹起されるおそれのある主要な障害は、次のようなものがあること。 呼吸器系の障害、眼の障害、皮膚及び粘膜の障害	1 作業条件の調査 2 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査 3 医師が必要と認める場合は、腎機能検査又は肺換気機能検査
健康診断結果の記録の作成			特定化学物質健康診断個人票(様式第2号) ²	

1 令和2年3月4日付け基発0304第3号(抜粋、一部改変)

(イ)トリクロロエチレン等の特別有機溶剤(9物質)に係る特殊健康診断の項目について 発がん等に関係する有機溶剤として、平成26年11月に特別有機溶剤に位置づけられたクロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、スチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトンについては、物質によってがん等の発生部位が異なる等の理由により、特殊健康診断の項目の見直しが行われていなかったが、今般、発がんリスクや物質の特性に応じた特殊健康診断の項目に見直すこと。 トリクロロエチレンについては、ヒトに対して腎臓がん、肝胆道系がん、造血器がん等を引き起こす可能性が指摘されて
--

いるため、項目を追加する等の改正を行ったこと。

四塩化炭素、１，２－ジクロロエタンについては、ヒトに対して肝胆道系がん等を引き起こす可能性が指摘されているため、項目を追加する等の改正を行ったこと。

テトラクロロエチレンについては、ヒトに対して尿路系の障害（腫瘍等）等を引き起こす可能性が指摘されているため、項目を追加する等の改正を行ったこと。

スチレンについては、ヒトに対して造血器がん、聴力の異常、色覚の異常等を引き起こす可能性が指摘されているため、項目を追加する等の改正を行ったこと。

クロロホルム、１，４－ジオキサン、１，１，２，２－テトラクロロエタン、メチルイソブチルケトンについては、動物実験により発がんに係る知見はあるが、比較的高濃度ばく露によるものであり、ヒトに関する発がんの知見は十分ではないため、発がん以外のその他の健康リスクの可能性が指摘されていることを踏まえて、項目を追加する等の改正を行ったこと。

また、トリクロロエチレン等の業務従事労働者に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

「業務の経歴の調査」は、トリクロロエチレン等に係る業務について聴取するものであること。

「作業条件の簡易な調査」は、有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（（２）ア（ア））と同様であること。

（２）ア（ア）

「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、有機溶剤の蒸気の発散源からの距離、保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等から作業環境測定の結果等をあらかじめ聴取する方法があること。

また、経皮吸収されやすい化学物質については、皮膚への付着が常態化している状況や、保護具を着用していない皮膚に固体、液体又は高濃度の気体の状態で接触している状況等がある場合に過剰なばく露をしているおそれがあるため、必ず皮膚接触の有無を確認すること。

なお、「作業条件の簡易な調査」の問診票については、平成21年３月25日付け基安労発第0325001号「「ニッケル化合物」及び「砒素及びその化合物」に係る健康診断の実施に当たって留意すべき事項について」別紙「作業条件の簡易な調査における問診票（例）」（16ページ）を参考にすること。

「当該化学物質による他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の既往歴の有無の検査をいうこと。このうち「既往歴」とは、雇入れの際又は配置替えの際の健康診断にあってはその時までの症状を、定期の健康診断にあっては前回の健康診断以降の症状をいうこと。

「他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の有無の検査をいうこと。

「皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査」は、特別有機溶剤による皮膚の障害を評価するための検査であること。

「血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマ - グルタミルトランスぺプチダーゼ（ γ -GTP）の検査」は、特別有機溶剤による肝・胆道系の障害を評価するための検査であること。

「尿中のトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の測定」は、テトラクロロエチレン又はトリクロロエチレンによるばく露状況を評価するための検査であること。

「尿中の潜血検査」は、腎臓、尿管、膀胱等の尿路系の障害（腫瘍等）等を把握するための検査であり、試験紙法によるものをさすこと。

「腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、尿路系腫瘍を把握するための検査であること。また、画像検査には、腹部の超音波による検査や尿路造影検査のほか、造影剤を用いないエックス線撮影による検査等があり、さらに、尿路造影検査の撮影方法としては、エックス線直接撮影やコンピュータ断層撮影（CT）があること。

「尿中のマンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量の測定」は、スチレンによるばく露状況を評価するための検査であること。

「尿中のメチルイソブチルケトンの量の測定」は、メチルイソブチルケトンによるばく露状況を評価するための検査であること。

「作業条件の調査」は、労働者のトリクロロエチレン等へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。

「神経学的検査」は、特別有機溶剤による神経系の異常を評価するための検査であること。

「肝機能検査」は、特別有機溶剤による肝機能の異常の有無を評価するための検査であること。

「腎機能検査」は、特別有機溶剤による腎機能の異常の有無を評価するための検査であること。

「白血球数及び白血球分画の検査」は、白血病等が存在する可能性や病勢等について評価するための検査であること。

「血液像その他の血液に関する精密検査」は、スチレン又はトリクロロエチレンによる造血器がんを評価する検査であること。

「CA19-9等の血液中の腫瘍マーカーの検査」は、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン又はトリクロロエチレンによる肝胆道系がん等が存在する可能性や病勢等について評価するための検査であること。

「特殊なエックス線撮影による検査又は核磁気共鳴画像診断装置による画像検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、スチレン又はトリクロロエチレンによる造血器がんを評価する検査であること。

また、これらのうち、「特殊なエックス線撮影による検査」は、コンピュータ断層撮影（CT）による検査等をいい、「核

磁気共鳴画像診断装置による画像検査」はMRIによる検査等をいうこと。

「腹部の超音波検査等の画像検査」は、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタンによる肝・胆道系の異常を評価するための検査で、腹部の超音波検査、核磁気共鳴画像検査（MRI）、コンピュータ断層撮影（CT）による検査等をいうこと。

「尿沈渣検鏡の検査」及び「尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、テトラクロロエチレンによる尿路系の障害（腫瘍等）を把握するために行う検査であること。

「膀胱鏡検査」及び「腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、テトラクロロエチレンによる尿路系腫瘍を把握するための検査であること。

なお、膀胱鏡検査は内視鏡検査の一種であり、膀胱鏡には軟性のものと硬性のものが存在するところ、いわゆるファイバースコープは、軟性の膀胱鏡をさしており、膀胱鏡検査にはファイバースコープによる検査が含まれること。

「聴力低下の検査等の耳鼻科学的検査」は、スチレンによる聴力の異常を評価するための検査であること。

「色覚検査等の眼科学的検査」は、スチレンによる色覚の異常を評価するための検査であること。

「赤血球数等の赤血球系の血液検査」は、1,1,2,2-テトラクロロエタンによる血液学的異常を評価するための検査であること。

- 2 厚生労働省ホームページ：ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 安全衛生関係主要様式 > 特定化学物質障害予防規則関係

健康診断	電離放射線健康診断
関係省令	電離放射線障害防止規則第56条

業務の区分	回数	項目	医師の判断による省略等
放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るもの	雇入れの際 当該業務への配置替えの際 6か月以内ごとに1回	1 被ばく歴の有無 ¹ (被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無その他放射線による被ばくに関する事項)の調査及びその評価 2 白血球数及び白血球百分率の検査 3 赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査 4 白内障に関する眼の検査 5 皮膚の検査	雇入れ又は当該業務に配置替えの際に行わなければならないものについては、使用する線源の種類等に応じて左欄4に掲げる項目を省略することができる。 定期に行わなければならないものについては、医師が必要でないと認めるときは、左欄2～5に掲げる項目の全部又は一部を省略することができる。 定期健康診断日の属する年の前年「1年間」(事業者が事業場ごとに定める日を始期とする1年間)に受けた実効線量が5ミリシーベルトを超えず、当該定期健康診断日の属する「1年間」に5ミリシーベルトを超えるおそれのない労働者に対しては、左欄2～5に掲げる項目の全部又は一部を省略することができる。
健康診断結果の記録の作成		電離放射線健康診断個人票(様式第1号) ²	

- 1 事業者は、当該労働者が前回の健康診断後に受けた線量(これを計算によっても算出することができない場合には、これを推定するために必要な資料(その資料がない場合には、当該放射線を受けた状況を知るために必要な資料))を医師に示さなければならない。
- 2 厚生労働省ホームページ：ホーム＞政策について＞分野別の政策一覧＞雇用・労働＞労働基準＞安全・衛生＞安全衛生関係主要様式＞電離放射線障害防止規則関係

基 発 第 5 6 8 号
平成13年6月22日
改正：基発第1027号第4号
令和2年10月27日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

電離放射線障害防止規則第56条に規定する健康診断における被ばく歴の有無の調査の調査・評価項目
及び健康診断の項目の省略等の可否について

労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第42号)により改正された電離放射線障害防止規則(以下「改正電離則」という。)については、平成13年3月30日付け基発第253号「労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令の施行等について」により、その運用を指示したところであるが、同通達中の記の第3の23の(9)により別途に示すこととしていた改正電離則第56条第1項第1号に規定する「被ばく歴の有無の調査及びその評価」の調査・評価項目及び同条第2項から第4項までに規定する健康診断の項目の省略等の可否の判断については、下記に示す事項に留意し、関係者への周知徹底を図るとともに、その適切な運用に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正電離則第56条第1項第1号に規定する被ばく歴の有無の調査及びその評価に係る調査・評価項目について

1 「その他放射線による被ばくに関する事項」について

改正電離則第56条第1項第1号に規定する被ばく歴の有無の調査において事業者が被ばく歴を有する者について調査及びその評価を行わなければならない項目については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無その他放射線による被ばくに関する事項とされたが、そのうち「その他放射線による被ばくに関する事項」は、次の事項とすること。

(1) 前回の健康診断までに受けた累積の実効線量

(2) 前回の健康診断から今回の健康診断までに受けた実効線量並びに眼及び皮膚の等価線量

2 必要に応じ調査を実施し、その評価を行うことが適当である事項について

改正電離則第56条第1項第1号の評価に当たっては、同号において調査しなければならないとされている事項に加え、必要に応じ、次の事項について調査を実施し、当該調査結果を踏まえ評価を行うことが適当であること。

(1) 雇入れ時又は放射線業務に配置替えの際の健康診断

- ア 放射線業務以外の有害業務歴(業務内容、時期及び期間)
- イ 喫煙習慣の有無及び1日の本数
- ウ 既往歴の有無
- エ 現在治療中の病気及び服用している薬の有無及びその内容
- オ アレルギー等の有無及びその内容

(2) 定期の健康診断

ア 事業者より聴取すべき事項

- (ア) 健康診断を受ける労働者が作業を行っている作業場所の線量当量率
- (イ) 放射線測定器の装着状況(不均等被ばくの有無及びそれに対する対応状況)

イ 労働者より聴取すべき事項

- (ア) 放射線業務における電離放射線の種類
- (イ) 保護具の種類及び着用状況
- (ウ) 放射線業務以外の有害業務歴(業務内容、時期及び期間。ただし(1)アから変更がない場合は除く。)
- (エ) 喫煙の習慣の有無及び1日の本数
- (オ) 既往歴の有無
- (カ) 現在治療中の病気及び服用している薬の有無及びその内容
- (キ) 前回の健康診断後に発症したアレルギー等の有無及びその内容

第2 改正電離則第56条第2項から第4項までに規定する健康診断の項目の省略等の可否について

1 改正電離則第56条第2項に規定する健康診断の項目の省略について

次の(1)から(6)に示す業務については、第56条第2項の規定により健康診断の項目を省略することは適当でないこと。

(1) 原子炉(臨界実験装置を含む。)施設における原子炉の運転及び原子炉周辺設備の保守点検の業務(中性子線にさらされるおそれのないことが明らかな区域での業務を除く。)

(2) 次のような加速器を取り扱う業務(中性子線にさらされるおそれのないことが明らかな区域での業務を除く。)

- ア 最大出力が6MeVを超える直線加速器
- イ サイクロトロン、シンクロトロン及びシンクロサイクロトロン
- ウ 陽子線、重陽子線その他の重荷電粒子線を発生させる加速器
- エ その他中性子線が発生するおそれのある加速器

(3) 中性子線を発生させる次の放射性物質を取り扱う業務(中性子線にさらされるおそれのないことが明らかな区域での業務を除く。)

ア ^{252}Cf

イ ^{226}Ra -Be及び ^{241}Am -Be

(4) 核燃料物質(U、Pu及びTh)を取り扱う業務(核分裂を伴うおそれがないことが明らかな業務及び中性子線にさらされるおそれのないことが明らかな区域での業務を除く。)

(5) 核融合実験装置を取り扱う業務(核融合を伴うおそれがないことが明らかな業務及び中性子線にさらされるおそれのないことが明らかな区域での業務を除く。)

(6) エックス線装置又はガンマ線照射装置を使用する業務であって、露出した利用線錐に近づかざるを得ないような場合、長時間の透視又は撮影の作業を行う場合において照射中に受像器の後ろに待避せざるを得ない場合等、装置の仕様又は作業方法からみて当該業務に従事する労働者が眼に大量のエックス線又はガンマ線を受けるおそれのある業務

2 改正電離則第56条第3項に規定する健康診断の項目の省略について

次の各検査項目ごとに掲げる者については、第56条第3項の規定により、当該検査項目を省略することは適当でないこと。

(1) 白血球百分率

ア 白血球百分率が生理的範囲外である者

イ 業務上、1年間に250mSv以上の実効線量を受けたことのある者

ウ 業務上、1年間に100mSv以上の実効線量を受けて5年間程度の期間を経過していない者

エ 自他覚症状から白血球百分率に何らかの所見が認められることが疑われる者

オ 前回の健康診断において、白血球百分率に異常所見が認められた者

カ 業務内容からみて、大量の実効線量を受けていることが疑われる者

(2) 白血球数

ア 白血球数が生理的範囲外である者

イ 業務上、1年間に250mSv以上の実効線量を受けたことのある者

ウ 業務上、1年間に100mSv以上の実効線量を受けて5年間程度の期間を経過していない者

エ 自他覚症状から白血球数に何らかの所見が認められることが疑われる者

オ 前回の健康診断において、白血球数に異常所見が認められた者

カ 業務内容からみて、大量の実効線量を受けていることが疑われる者

(3) 赤血球数

ア 赤血球数が生理的範囲外である者

イ 業務上、1年間に250mSv以上の実効線量を受けたことのある者

- ウ 業務上、1年間に100mSv以上の実効線量を受けて5年間程度の期間を経過していない者
- エ 自他覚症状から赤血球数に何らかの所見が認められることが疑われる者
- オ 前回の健康診断において、赤血球数に異常所見が認められた者
- カ 業務内容からみて、大量の実効線量を受けていることが疑われる者
- (4) 血色素量又はヘマトクリット値
 - ア 血色素量又はヘマトクリット値が生理的範囲外である者
 - イ 業務上、1年間に250mSv以上の実効線量を受けたことのある者
 - ウ 業務上、1年間に100mSv以上の実効線量を受けて5年間程度の期間を経過していない者
 - エ 自他覚症状から血色素量又はヘマトクリット値に何らかの所見が認められることが疑われる者
 - オ 前回の健康診断において、血色素量又はヘマトクリット値に異常所見が認められた者
 - カ 業務内容からみて、大量の実効線量を受けていることが疑われる者
- (5) 眼
 - ア 業務上、眼に大量の放射線を受けたことがある者
 - イ 白内障を疑わせる自他覚症状のある者
 - ウ 前回の健康診断において異常所見が認められた者
 - エ 業務内容からみて、眼に大量の放射線を受けていることが疑われる者
 - オ 健康診断を行おうとする日の属する年の前年1年間に眼の水晶体に受けた等価線量が20mSvを超えており、かつ、当該健康診断を行おうとする日の属する1年間に眼の水晶体に受ける等価線量が20mSvを超えるおそれのある者（令和3年4月1日から）
- (6) 皮膚
 - ア 業務上、皮膚に大量の放射線を受けたことがある者
 - イ 皮膚疾患を疑わせる自他覚症状のある者
 - ウ 前回の健康診断において異常所見が認められた者
 - エ 業務内容からみて、皮膚に大量の放射線を受けていることが疑われる者
 - オ 前回の健康診断において、皮膚に外傷、熱傷、潰瘍等、放射性物質が体内に浸透しやすく、又は放射性物質により汚染されやすい疾患があると認められた者（非密封の放射性物質を取り扱う業務に従事する者に限る。）
- (7) 各検査項目について、特に実施を希望する者
- 3 改正電離則第56条第4項に規定する健康診断の項目の省略等について

次の各検査項目ごとに掲げる者については、第56条第4項の規定にかかわらず当該検査項目を実施することが望ましいこと。
- (1) 白血球百分率

- ア 業務上、1年間に250mSv以上の実効線量を受けたことのある者
- イ 業務上、1年間に100mSv以上の実効線量を受けて5年間程度の期間を経過していない者
- ウ 自他覚症状から白血球百分率に何らかの所見が認められることが疑われる者
- エ 前回の健康診断において、白血球百分率に異常所見が認められた者
- オ 業務内容からみて、大量の実効線量を受けて、白血球百分率に異常所見が認められることが疑われる者

(2) 白血球数

- ア 業務上、1年間に250mSv以上の実効線量を受けたことのある者
- イ 業務上、1年間に100mSv以上の実効線量を受けて5年間程度の期間を経過していない者
- ウ 自他覚症状から白血球数に何らかの所見が認められることが疑われる者
- エ 前回の健康診断において、白血球数に異常所見が認められた者
- オ 業務内容からみて、大量の実効線量を受けて、白血球数に異常所見が認められることが疑われる者

(3) 赤血球数

- ア 業務上、1年間に250mSv以上の実効線量を受けたことのある者
- イ 業務上、1年間に100mSv以上の実効線量を受けて5年間程度の期間を経過していない者
- ウ 自他覚症状から赤血球数に何らかの所見が認められることが疑われる者
- エ 前回の健康診断において、赤血球数に異常所見が認められた者
- オ 業務内容からみて、大量の実効線量を受けて、赤血球数に異常所見が認められることが疑われる者

(4) 血色素量又はヘマトクリット値

- ア 業務上、1年間に250mSv以上の実効線量を受けたことのある者
- イ 業務上、1年間に100mSv以上の実効線量を受けて5年間程度の期間を経過していない者
- ウ 自他覚症状から血色素量又はヘマトクリット値に何らかの所見が認められることが疑われる者
- エ 前回の健康診断において、血色素量又はヘマトクリット値に異常所見が認められた者
- オ 業務内容からみて、大量の実効線量を受けて、血色素量又はヘマトクリット値に異常所見が認められることが疑われる者

(5) 眼

- ア 業務上、眼に大量の放射線を受けたことがある者
- イ 白内障を疑わせる自他覚症状が前回の健康診断後初めて発生した者
- ウ 業務内容からみて、眼に大量の放射線を受けて、白内障が認められることが疑われる者

(6) 皮膚

- ア 業務上、皮膚に大量の放射線を受けたことがある者

- イ 皮膚疾患を疑わせる自他覚症状のある者
 - ウ 前回の健康診断において異常所見が認められた者
 - エ 業務内容からみて、皮膚に大量の放射線を受け、皮膚疾患が認められることが疑われる者
 - オ 前回の健康診断において、皮膚に外傷、熱傷、潰瘍等の疾患が認められ、かつ、業務内容から見て、放射性物質が体内に浸透し、又は放射性物質により汚染されたことが疑われる者(非密封の放射性物質を取り扱う業務に従事する者に限る。)
- (7) 各検査項目について、特に実施を希望する者

基 安 労 発 第 18 号
平成 13 年 6 月 22 日

都道府県労働局長 労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

電離放射線障害防止規則第56条に規定する健康診断における被ばく歴の有無の調査の調査項目の詳細事項について

平成13年6月22日付け基発第568号「電離放射線障害防止規則第56条に規定する健康診断における被ばく歴の有無の調査の調査・評価項目及び健康診断の項目の省略等の可否について」の記の第1において、被ばく歴を有する者について、必要に応じ調査及びその評価を行うことが適当とされた既往症及び自覚症状については、下記事項を参考とされたい。

なお、下記事項は、健康診断を実施する医師の判断によるその他の事項の追加等を妨げるものではない。

記

- 1 雇入れ又は放射線業務に配置替えの際の健康診断
- (1) 調査及びその評価を行うことが望ましい既往歴

- ア 血液疾患
- イ 皮膚疾患
- ウ 眼疾患
- エ 消化器疾患
- オ 循環器疾患
- カ 呼吸器疾患
- キ 内分泌疾患

(2) 調査・評価を行うことが望ましい自覚症状

- ア 疲れやすい。
- イ 立ちくらみ又はめまいがする。
- ウ 熱が出易くなった。
- エ 急に体重が減ってきた。
- オ 胸焼けがする。
- カ 胃が痛む。
- キ 下痢をする。
- ク 便秘をする。
- ケ 便に血が混じることがある。
- コ 血が止まりにくくなった。
- サ 皮下出血がある。
- シ 眼がかすんだり、ものが見えにくかったりする。
- ス 医師に白内障(又は水晶体の混濁がある)と言われたことがある。
- セ 咳や痰が出る。
- ソ 痰に血が混じることがある。
- タ 皮膚に治りにくい傷や赤い斑点ができたりする(その部位)。
- チ 皮膚がかゆかったり、あれたり、カサカサ・ジクジクする(その部位)。
- ツ 皮膚の色が変わっているところがある(その部位)。
- テ 手足がしびれたり痛んだりする。
- ト 手足の先が冷えやすい。
- ナ 手指がふるえたり感覚がなくなる。
- ニ 手指が腫れる。

又 手足の関節が痛む。

2 定期の健康診断

(1) 調査及び評価を行うことが望ましい既往症

1の(1)に掲げる疾病で、前回の健康診断後に発症したもの。

(2) 調査及び評価を行うことが望ましい自覚症状

ア 健康診断日の属する年の前年1年間に受けた実効線量が5ミリシーベルトを超えず、かつ、健康診断日の属する1年間に受ける実効線量が5ミリシーベルトを超えるおそれのない労働者

(ア) 自覚症状の有無

(イ) 自覚症状がある場合の症状の内容及び頻度

イ 上記ア以外の者

1の(2)に掲げる自覚症状の有無、発症時期及び頻度

健康診断	高気圧業務健康診断
関係省令	高気圧作業安全衛生規則第38条

業務の区分	回数	項目	医師の判断による省略等
高圧室内業務又は潜水業務(以下「高気圧業務」という。)に常時従事する労働者	雇入れの際	1 既往歴及び高気圧業務歴の調査	
	当該業務への配置替えの際	2 関節、腰若しくは下肢の痛み、耳鳴り等の自覚症状又は他覚症状の有無の検査	
	6 か月以内ごとに 1 回	3 四肢の運動機能の検査	
		4 鼓膜及び聴力の検査	
		5 血圧の測定並びに尿中の糖及び蛋白の有無の検査	
		6 肺活量の測定	
		7 作業条件調査 肺換気機能検査 心電図検査 関節部のエックス線直接撮影による検査	医師が必要であると認める項目を実施する。
健康診断結果の記録の作成		高気圧業務健康診断個人票(様式第 1 号) 1	

1 厚生労働省ホームページ：ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 安全衛生関係主要様式 > 高気圧作業安全衛生規則関係

健康診断	石綿健康診断
関係省令	石綿障害予防規則第40条

業務の区分	回数	項目	医師の判断による省略等
石綿等を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務又は石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者	雇入れの際 当該業務への配置替えの際 6 か月以内ごとに 1 回	1 業務の経歴の調査 2 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 胸部のエックス線直接撮影による検査 5 作業条件の調査 6 胸部のエックス線直接撮影による検査の結果、異常な陰影(石綿肺による線維増殖性の変化によるものを除く。)がある場合で、医師が必要と認めるときは、特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査	1～4の結果、他覚症状が認められる者、自覚症状を訴える者その他異常の疑いがある者で、医師が必要と認めるものについて実施する。
石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているもの	6 か月以内ごとに 1 回		

健康診断結果の記録の作成

石綿健康診断個人票(様式第2号)

1

1 厚生労働省ホームページ：ホーム＞政策について＞分野別の政策一覧＞雇用・労働＞労働基準＞安全・衛生＞安全衛生関係主要様式＞石綿障害予防規則関係

健康診断	じん肺健康診断
関係省令	じん肺法第3条ほか

業務の区分	回数	項目	医師の判断による省略等
新たに常時粉じん作業に従事することになった労働者 (当該作業に従事することになった日前1年以内にじん肺健康診断を受けて、じん肺管理区分が管理2又は管理3イと決定された労働者その他厚生労働省令で定める労働者を除く。)	雇入れの際 当該業務への配置替えの際	1 粉じん作業についての職歴の調査及びエックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。以下同じ。)による検査 2 3 4 (以下の検査は、1の調査及び検査の結果、じん肺¹の所見がない⁵と診断された者以外の者について行う) 2 胸部に関する臨床検査 既往歴の調査 胸部の自覚症状及び他覚所見の有無の検査 3 肺機能検査 スパイロメトリー及びフローボリューム曲線による検査	3の検査は、次の者は免除される。 エックス線写真に一側の肺野の三分の一を超える大きさの大陰影⁸(じん肺によるものに限る。)があると認められる者

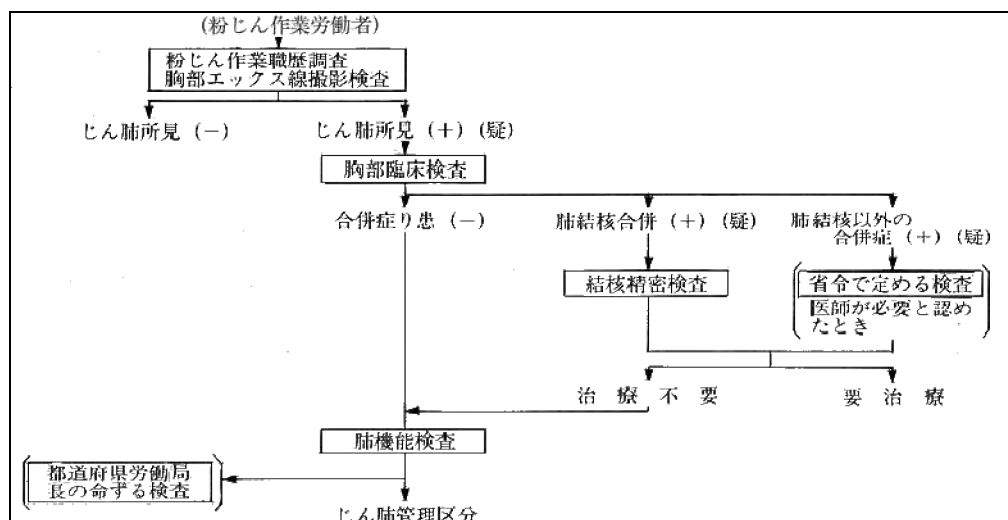
常時粉じん作業に従事する労働者	常時粉じん作業に従事する労働者(に掲げる者を除く。) 3 年以内ごとに 1 回 常時粉じん作業に従事する労働者でじん肺管理区分が管理 2 又は管理 3 であるもの 1 年以内ごとに 1 回	動脈血ガスを分析する検査	次の合併症にかかっていると診断された者 ア 肺結核 イ 結核性胸膜炎 ウ 続発性気管支炎 エ 続発性気管支拡張症 オ 続発性気胸 カ 原発性肺がん
常時粉じん作業に従事させたことのある労働者	常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているもののうち、じん肺管理区分が管理 2 である労働者(厚生労働省令で定める労働者を除く。) 3 年以内ごとに 1 回 常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているもののうち、じん肺管理区分が管理 3 である労働者(厚生労働省令で定める労働者を除く。) 1 年以内ごとに 1 回	(以下、1 及び 2 の調査及び検査の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち、合併症にかかっている疑いがあると診断された者に対して) 4 結核精密検査その他厚生労働省令で定める検査 結核菌検査 エックス線特殊撮影による検査	3 - 「動脈血ガスを分析する検査」は、次に掲げる者について行う。 3 - 「スパイロメトリー及びフローボリューム曲線による検査」又は 2「胸部に関する臨床検査」の結果、じん肺による著しい肺機能の障害がある疑いがあると診断された者(次号に掲げる者を除く。) エックス線写真の像が第 3 型又は第 4 型(じん肺による大陰影の大きさ⁹が一側の肺野の三分の一以下のものに限る。)と認められる者 4 の検査は、次の者は免除される。 エックス線写真に一側の肺野の三分の一を超える大きさの大陰影(じん肺によるものに限る。)があると認められる者 4 の検査は、医師が必要でないと認める一部の検査は省略することができる。
常時粉じん作業に従事する労働者(じん肺管理区分が管理 2、管理 3	ほかの定期健康診断において、じん肺の所見があり、又はじん肺にかかっている疑いがあると診断されたとき		

又は管理 4 と 決定された労 働者を除く。)		赤血球沈降速度検査 ツベルクリン反応検 査	
健康診断結果の記録の作成		じん肺健康診断結果証明書(様式第 3 号) ¹⁰	

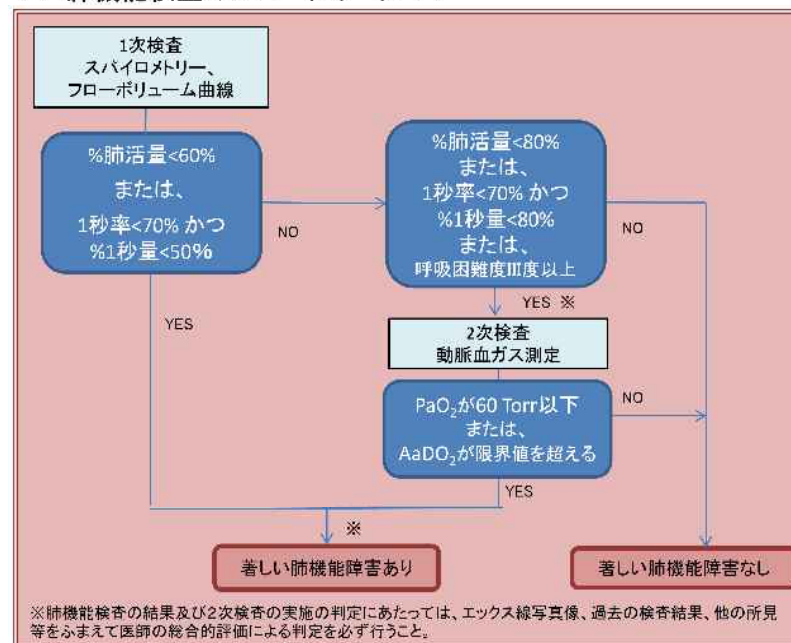
- 1 「じん肺」とは、粉じんの吸入によって肺に生じた線維増殖性変化を主体とし、これに気道の慢性炎症性変化、気腫性変化を伴った疾病をいい、一般に不可逆性のものであること。
なお、じん肺有所見者にみられる肺気腫及び肺性心は、一般に、これらのじん肺病変が高度に進展した結果出現するものであること。
- 2 じん肺健康診断の具体的実施手法及び判定については、別途発行される「じん肺診査ハンドブック(の5の(1)及び(4)を除く。)」に記載された内容並びに平成22年 6 月28日付け基発0628第 6 号「じん肺法における肺機能検査及び検査結果の判定等について」記中第1の1及び2を基本として行うこととする。
- 3 エックス線写真像の区分の判定は、別途発行される「じん肺標準エックス線フィルム」(昭和53年)及び「じん肺標準エックス線写真集」(平成23年 3 月)を用いて行うこととする。
なお、「じん肺標準エックス線写真集」(平成23年 3 月)電子媒体版は、福井労働局労働基準部健康安全課において貸し出ししています(複製可)。
- 4 「直接撮影による胸部全域のエックス線写真」とは、背腹位の胸部写真をいうものであって、側位、斜位等の多方向撮影、断層撮影等によるものは含まれないものであること。
- 5 「じん肺の所見がない」とは、エックス線写真の像が第 1 型以上に該当しないものをいう。
- 6 「粒状影」とは、肺に生じたじん肺による結節の影像をいい、多くの場合小円形に見えるもので、その直径が約10ミリメートルまでのものをいうこと。けい肺、その他多くのじん肺はこの粒状影を示すものであること。
- 7 「不整形陰影」とは、旧法で異常線状影といわれていたものを含めたものであり、主に線状、細網状、線維状、網目状、蜂窩状、斑状の影をいうこと。不整形陰影は石綿肺に特徴的であるが、その他のじん肺の場合にも見られることがあること。
- 8 「大陰影」とは、じん肺による融合陰影や塊状陰影で、その長径が10ミリメートルを超える陰影をいうこと。
- 9 「大陰影の大きさ」とは、一つの大陰影がある場合にはそのもの自体の面積をいい、2 以上の大陰影がある場合にはそれらの面積の和をいうものであること。
- 10 厚生労働省ホームページ：ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 安全衛生関係主要様式 > じん肺法施行規則関係

【参考】

じん肺健康診断の流れ



■ 肺機能検査のフローチャート ■



□ %肺活量(%VC)

2001年日本呼吸器学会の予測式による正常予測値を用いて判定を行います。(※)

(予測式) 男性: $0.045 \times \text{身長(cm)} - 0.023 \times \text{年齢} - 2.258$ (L)
女性: $0.032 \times \text{身長(cm)} - 0.018 \times \text{年齢} - 1.178$ (L)

□ 1秒率(FEV_{1.0})

従来の限界値ではなく、70%未満が判定基準になります。

□ %1秒量(%FEV_{1.0}) ※同上

(予測式) 男性: $0.036 \times \text{身長(cm)} - 0.028 \times \text{年齢} - 1.178$ (L)
女性: $0.022 \times \text{身長(cm)} - 0.022 \times \text{年齢} - 0.005$ (L)

□ 酸素分圧(PaO₂)

60 Torr 以下が判定基準になります。

□ 肺胞気動脈血酸素分圧較差(AaDO₂)

従来の限界値が判定基準になります。

事業者・労働者から寄せられる健康診断に関するQ & A

Q 1 健康診断又は再検査・精密検査等の費用の負担は、だれが負うのでしょうか。

A 1 労働安全衛生法第66条第1項から第4項までの規定及びじん肺法の規定により実施される健康診断の費用については、法で事業者健康診断の実施の義務を課している以上、当然、事業者が負担すべきものです。

これらの健康診断の結果、有所見となり、再検査・精密検査等が必要とされた労働者については、再検査・精密検査等の費用をだれが負担するかは法令により定められておらず、労使間の協議、就業規則等により決定すべき事項となります。

ただし、特殊健康診断の結果、診断の確定や症状の程度を明らかにするために実施する再検査又は精密検査は、事業者にその実施が義務付けられています。（本資料98ページ下線部参照）

なお、受診者が疾病に罹患している可能性があり、法令に規定する健康診断の範囲を超えた精密検査等を行う必要があると認められる場合には、受診者に対し精密検査等の必要性や当該精密検査等が法令に規定する健康診断の範囲外であることを説明し、本人の了解を得た上で、医療保険等による精密検査等の実施又は他の医療機関の紹介等適切な対応をお願いします。

Q 2 かかりつけ医による健康診断を定期健康診断に代替できますか？

A 2 労働安全衛生法第66条第5項では「労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。」と規定し、労働者に対しても受診義務を課しています。

ただし、同第5項では、業務の都合による延期やかかりつけ医があることなどを理由に受診しない労働者がいる場合には、労働安全衛生規則第50条による所定の健康診断書を事業者提出すれば、必ずしも事業者の指定した医師の健康診断を受けなくても良いとされています。

Q 3 事業場では、過去の健康診断は、いつまで保存しておけばよいです。

A 3 健康診断の結果の記録保存については、基本的には5年が原則となっていますが、がん等遅発性の疾病等については30年間又は40年間の記録保存が義務づけられています。

Q 4 健康診断結果に係る健康相談は何处で受けることができますか？

A 4 県内の各地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や小規模事業場で働く人を対象として、労働安全衛生法で定めた保健指導など、次の産業保健サービスを無料で提供しています。

申込先	産業保健サービスの内容
福井県福井地域産業保健センター 福井市医師会内 070-1259-9022 070-1259-9035	労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)の相談 健康診断結果に基づく医師の意見聴取 長時間労働者に対する面接指導 高ストレス者に対する面接指導
福井県奥越地域産業保健センター 大野市医師会内 070-1259-9115	
福井県南越地域産業保健センター 武生医師会内 070-1259-9036	
福井県嶺南地域産業保健センター 敦賀市医師会内 070-1259-9038	

Q 5 所轄労働基準監督署長への健康診断結果を提出義務はありますか。

A 5 所轄労働基準監督署長への健康診断結果報告書の提出は、一般定期健康診断については常時50以上の労働者を使用する事業者が必要です。また、特殊健康診断については、使用する労働者数に関係なく、定期のものに限り必要です。
なお、労働基準監督署への健康診断結果報告書は、厚生労働省ホームページに掲載しています。

【厚生労働省ホームページ：ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準
> 安全・衛生 > 安全衛生関係主要様式】

健康診断の種類	保存期間	健康診断結果報告など
雇入れ時の健康診断	5 年	-
一般定期健康診断	5 年	定期健康診断結果報告書（様式第 6 号）（常時50以上の労働者を使用する事業者に限る。）
特定健康診断	5 年	
海外派遣労働者健康診断	5 年	-
有機溶剤等健康診断	5 年	有機溶剤等健康診断結果報告書（様式第 3 号の 2）
鉛健康診断	5 年	鉛健康診断結果報告書（様式第 3 号）

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針

平成 8 年10月 1 日 健康診断結果措置指針公示第 1 号
最終改正 平成29年 4月14日 健康診断結果措置指針公示第 9 号

1 趣旨

産業構造の変化、働き方の多様化を背景とした労働時間分布の長短二極化、高齢化の進展等労働者を取り巻く環境は大きく変化してきている。その中で、脳・心臓疾患につながる所見を始めとして何らかの異常の所見があると認められる労働者が年々増加し、5割を超えている。さらに、労働者が業務上の事由によって脳・心臓疾患を発症し突然死等の重大な事態に至る「過労死」等の事案が多発し、社会的にも大きな問題となっている。

このような状況の中で、労働者が職業生活の全期間を通して健康で働くことができるようにするためには、事業者が労働者の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、医学的知見を踏まえて、労働者の健康管理を適切に講ずることが不可欠である。そのためには、事業者は、健康診断（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の2の規定に基づく深夜業に従事する労働者が自ら受けた健康診断（以下「自発的健診」という。）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第26条第2項第1号の規定に基づく二次健康診断（以下「二次健康診断」という。）を含む。）の結果、異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について聴取した医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）の意見を十分勘案し、必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師等の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会（以下「衛生委員会等」という。）又は労働時間等設定改善委員会（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）第7条第1項に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。以下同じ。）への報告その他の適切な措置を講ずる必要がある（以下、事業者が講ずる必要があるこれらの措置を「就業上の措置」という。）。

また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨を踏まえ、健康診断の結果等の個々の労働者の健康に関する個人情報（以下「健康情報」という。）については、特にその適正な取扱いの確保を図る必要がある。

この指針は、健康診断の結果に基づく就業上の措置が、適切かつ有効に実施されるため、就業上の措置の決定・実施の手順に従って、健康診断の実施、健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取、就業上の措置の決定、健康情報の適正な取扱い等についての留意事項を定めたものである。

2 就業上の措置の決定・実施の手順と留意事項

（1）健康診断の実施

事業者は、労働安全衛生法第66条第1項から第4項までの規定に定めるところにより、労働者に対し医師等による健康診断を実施し、当該労働者ごとに診断区分（異常なし、要観察、要医療等の区分をいう。以下同じ。）に関する医師等の判定を受けるものとする。

なお、健康診断の実施に当たっては、事業者は受診率が向上するよう労働者に対する周知及び指導に努める必要がある。

また、産業医の選任義務のある事業場においては、事業者は、当該事業場の労働者の健康管理を担当する産業医に対して、健康診断の計画や実施上の注意等について助言を求めることが必要である。

（２）二次健康診断の受診勧奨等

事業者は、労働安全衛生法第66条第1項の規定による健康診断又は当該健康診断に係る同条第5項ただし書の規定による健康診断（以下「一次健康診断」という。）における医師の診断の結果に基づき、二次健康診断の対象となる労働者を把握し、当該労働者に対して、二次健康診断の受診を勧奨するとともに、診断区分に関する医師の判定を受けた当該二次健康診断の結果を事業者に提出するよう働きかけることが適当である。

（３）健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取

事業者は、労働安全衛生法第66条の4の規定に基づき、健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）について、医師等の意見を聴かなければならない。

イ 意見を聴く医師等

事業者は、産業医の選任義務のある事業場においては、産業医が労働者個人ごとの健康状態や作業内容、作業環境についてより詳細に把握しうる立場にあることから、産業医から意見を聴くことが適当である。

なお、産業医の選任義務のない事業場においては、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師等から意見を聴くことが適当であり、こうした医師が労働者の健康管理等に関する相談等に応じる地域産業保健センターの活用を図ること等が適当である。

ロ 医師等に対する情報の提供

事業者は、適切に意見を聴くため、必要に応じ、意見を聴く医師等に対し、労働者に係る作業環境、労働時間、労働密度、深夜業の回数及び時間数、作業態様、作業負荷の状況、過去の健康診断の結果等に関する情報及び職場巡視の機会を提供し、また、健康診断の結果のみでは労働者の身体的又は精神的状態を判断するための情報が十分でない場合は、労働者との面接の機会を提供することが適当である。また、過去に実施された労働安全衛生法第66条の8、第66条の9及び第66条の10第3項の規定に基づく医師による面接指導等の結果又は労働者から同意を得て事業者に提供された法第66条の10第1項の規定に基づく心理的な負担の程度を把握するための検査の結果に関する情報を提供することも考えられる。

なお、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第51条の2第3項等の規定に基づき、事業者は、医師等から、意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供する必要がある。

また、二次健康診断の結果について医師等の意見を聴取するに当たっては、意見を聴く医師等に対し、当該二次健康診断

の前提となった一次健康診断の結果に関する情報を提供することが適当である。

八 意見の内容

事業者は、就業上の措置に関し、その必要性の有無、講ずべき措置の内容等に係る意見を医師等から聴く必要がある。

(イ) 就業区分及びその内容についての意見

当該労働者に係る就業区分及びその内容に関する医師等の判断を下記の区分(例)によって求めるものとする。

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

(ロ) 作業環境管理及び作業管理についての意見

健康診断の結果、作業環境管理及び作業管理を見直す必要がある場合には、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、作業方法の改善その他の適切な措置の必要性について意見を求めるものとする。

二 意見の聴取の方法と時期

事業者は、医師等に対し、労働安全衛生規則等に基づく健康診断の個人票の様式中医師等の意見欄に、就業上の措置に関する意見を記入することを求めることとする。

なお、記載内容が不明確である場合等については、当該医師等に内容等の確認を求めておくことが適当である。

また、意見の聴取は、速やかに行うことが望ましく、特に自発的健診及び二次健康診断に係る意見の聴取はできる限り迅速に行うことが適当である。

(4) 就業上の措置の決定等

イ 労働者からの意見の聴取等

事業者は、(3)の医師等の意見に基づいて、就業区分に応じた就業上の措置を決定する場合には、あらかじめ当該労働者の意見を聴き、十分な話し合いを通じてその労働者の了解が得られるよう努めることが適当である。

なお、産業医の選任義務のある事業場においては、必要に応じて、産業医の同席の下に労働者の意見を聴くことが適当である。

ロ 衛生委員会等への医師等の意見の報告等

衛生委員会等において労働者の健康障害の防止対策及び健康の保持増進対策について調査審議を行い、又は労働時間等設定改善委員会において労働者の健康に配慮した労働時間等の設定の改善について調査審議を行うに当たっては、労働者の健康の状況を把握した上で調査審議を行うことが、より適切な措置の決定等に有効であると考えられることから、事業者は、衛生委員会等の設置義務のある事業場又は労働時間等設定改善委員会を設置している事業場においては、必要に応じ、健康診断の結果に係る医師等の意見をこれらの委員会に報告することが適当である。

なお、この報告に当たっては、労働者のプライバシーに配慮し、労働者個人が特定されないよう医師等の意見を適宜集約し、又は加工する等の措置を講ずる必要がある。

また、事業者は、就業上の措置のうち、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、作業方法の改善その他の適切な措置を決定する場合には、衛生委員会等の設置義務のある事業場においては、必要に応じ、衛生委員会等を開催して調査審議することが適当である。

ハ 就業上の措置の実施に当たっての留意事項

(イ) 関係者間の連携等

事業者は、就業上の措置を実施し、又は当該措置の変更若しくは解除をしようとするに当たっては、医師等と他の産業保健スタッフとの連携はもちろんのこと、当該事業場の健康管理部門と人事労務管理部門との連携にも十分留意する必要がある。また、就業上の措置の実施に当たっては、特に労働者の勤務する職場の管理監督者の理解を得ることが不可欠であることから、プライバシーに配慮しつつ事業者は、当該管理監督者に対し、就業上の措置の目的、内容等について理解が得られるよう必要な説明を行うことが適当である。

また、労働者の健康状態を把握し、適切に評価するためには、健康診断の結果を総合的に考慮することが基本であり、例えば、平成19年の労働安全衛生規則の改正により新たに追加された腹囲等の項目もこの総合的考慮の対象とすることが適当と考えられる。しかし、この項目の追加によって、事業者に対して、従来と異なる責任が求められるものではない。

なお、就業上の措置を講じた後、健康状態の改善が見られた場合には、医師等の意見を聴いた上で、通常の勤務に戻す等適切な措置を講ずる必要がある。

(ロ) 健康診断結果を理由とした不利益な取扱いの防止

健康診断の結果に基づく就業上の措置は、労働者の健康の確保を目的とするものであるため、事業者が、健康診断において把握した労働者の健康情報等に基づき、当該労働者の健康の確保に必要な範囲を超えて、当該労働者に対して不利益な取扱いを行うことはあってはならない。このため、以下に掲げる事業者による不利益な取扱いについては、一般的に合理的なものとはいえないため、事業者はこれらを行ってはならない。なお、不利益な取扱いの理由が以下に掲げる理由以外のものであったとしても、実質的に以下に掲げるものに該当するとみなされる場合には、当該不利益な取扱いについても、行ってはならない。

就業上の措置の実施に当たり、健康診断の結果に基づく必要な措置について医師の意見を聴取すること等の法令上求められる手順に従わず、不利益な取扱いを行うこと。

就業上の措置の実施に当たり、医師の意見とはその内容・程度が著しく異なる等医師の意見を勘案し必要と認められる範囲内となっていないもの又は労働者の実情が考慮されていないもの等の法令上求められる要件を満たさない内容の不利益な取扱いを行うこと。

健康診断の結果を理由として、以下の措置を行うこと。

- (a) 解雇すること。
- (b) 期間を定めて雇用される者について契約の更新をしないこと。
- (c) 退職勧奨を行うこと。
- (d) 不当な動機・目的をもってなされたと判断されるような配置転換又は職位（役職）の変更を命じること。
- (e) その他の労働契約法等の労働関係法令に違反する措置を講じること。

（５）その他の留意事項

イ 健康診断結果の通知

事業者は、労働者が自らの健康状態を把握し、自主的に健康管理が行えるよう、労働安全衛生法第66条の6の規定に基づき、健康診断を受けた労働者に対して、異常の所見の有無にかかわらず、遅滞なくその結果を通知しなければならない。

ロ 保健指導

事業者は、労働者の自主的な健康管理を促進するため、労働安全衛生法第66条の7第1項の規定に基づき、一般健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対して、医師又は保健師による保健指導を受けさせるよう努めなければならない。この場合、保健指導として必要に応じ日常生活面での指導、健康管理に関する情報の提供、健康診断に基づく再検査又は精密検査、治療のための受診の勧奨等を行うほか、その円滑な実施に向けて、健康保険組合その他の健康増進事業実施者（健康増進法（平成14年法律第103号）第6条に規定する健康増進事業実施者をいう。）等との連携を図ること。

深夜業に従事する労働者については、昼間業務に従事する者とは異なる生活様式を求められていることに配慮し、睡眠指導や食生活指導等を一層重視した保健指導を行うよう努めることが必要である。

また、労働者災害補償保険法第26条第2項第2号の規定に基づく特定保健指導及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第24条の規定に基づく特定保健指導を受けた労働者については、労働安全衛生法第66条の7第1項の規定に基づく保健指導を行う医師又は保健師にこれらの特定保健指導の内容を伝えるよう働きかけることが適当である。

なお、産業医の選任義務のある事業場においては、個々の労働者ごとの健康状態や作業内容、作業環境等についてより詳細に把握し得る立場にある産業医が中心となり実施されることが適当である。

ハ 再検査又は精密検査の取扱い

事業者は、就業上の措置を決定するに当たっては、できる限り詳しい情報に基づいて行うことが適当であることから、再検査又は精密検査を行う必要のある労働者に対して、当該再検査又は精密検査受診を勧奨するとともに、意見を聴く医師等に当該検査の結果を提出するよう働きかけることが適当である。

なお、再検査又は精密検査は、診断の確定や症状の程度を明らかにするものであり、一律には事業者による実施が義務付けられているものではないが、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）、高気圧作業安全衛生規則（昭和47年労働省令第40号）及び石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）に基づく特殊健康診断として規定されているものについては、事業者による実施が義務付けられているので留意する必要がある。

二 健康情報の保護

事業者は、雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成16年厚生労働省告示第259号）に基づき、健康情報の保護に留意し、その適正な取扱いを確保する必要がある。

事業者は、就業上の措置の実施に当たって、産業保健業務従事者（産業医、保健師等、衛生管理者その他の労働者の健康管理に関する業務に従事する者をいう。）以外の者に健康情報を取り扱わせる時は、これらの者が取り扱う健康情報が就業上の措置を実施する上で必要最小限のものとなるよう、必要に応じて健康情報の内容を適切に加工した上で提供する等の措置を講ずる必要がある。診断名、検査値、具体的な愁訴の内容等の加工前の情報や詳細な医学的情報は取り扱わせてはならないものとする。

ホ 健康診断結果の記録の保存

事業者は、労働安全衛生法第66条の3及び第103条の規定に基づき、健康診断結果の記録を保存しなければならない。記録の保存には、書面による保存及び電磁的記録による保存があり、電磁的記録による保存を行う場合は、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省令第44号）に基づき適切な保存を行う必要がある。また、健康診断結果には医療に関する情報が含まれることから、事業者は安全管理措置等について「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参照することが望ましい。

また、二次健康診断の結果については、事業者によるその保存が義務付けられているものではないが、継続的に健康管理を行うことができるよう、保存することが望ましい。

なお、保存に当たっては、当該労働者の同意を得ることが必要である。

3 派遣労働者に対する健康診断に係る留意事項

（1）健康診断の実施

派遣労働者については、労働安全衛生法第66条第1項の規定に基づく健康診断（以下「一般健康診断」という。）は派遣元事業者が実施し、同条第2項又は第3項に基づく健康診断（以下「特殊健康診断」という。）は派遣先事業者が実施しなけれ

ばならない。

派遣労働者に対する一般健康診断の実施に当たって、派遣先事業者は、当該派遣労働者が派遣元事業者が実施する一般健康診断を受診することができるよう必要な配慮をすることが適当である。また、派遣元事業者から依頼があった場合には、派遣先事業者は、その雇用する労働者に対する一般健康診断を実施する際に、派遣労働者もこれを受診することができるよう配慮することが望ましい。なお、派遣先事業者が、派遣労働者も含めて一般健康診断を実施するに当たっては、当該一般健康診断の結果は、派遣元事業者が取り扱うべきものであることから、一般健康診断を実施した医師から直接派遣元事業者の結果を提供させること等の方法により、派遣先事業者は当該結果を把握しないようにする必要がある。

(2) 医師に対する情報の提供

派遣元事業主は、一般健康診断の結果について適切に医師から意見を聴くことができるよう、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）第42条第3項の規定に基づき派遣先事業者から通知された当該労働者の労働時間に加え、必要に応じ、派遣先事業者に対し、その他の勤務の状況又は職場環境に関する情報について提供するように依頼し、派遣先事業者は、派遣元事業者から依頼があった場合には、必要な情報を提供することとする。

この場合において、派遣元事業者は、派遣先事業者への依頼について、あらかじめ、当該派遣労働者の同意を得なければならない。

(3) 就業上の措置の決定等

派遣労働者に対し就業上の措置を講ずるに当たって、派遣先の協力が必要な場合には、派遣元事業者は、派遣先事業者に対して、当該措置の実施に協力するよう要請することとし、派遣先事業者は、派遣元事業者から要請があった場合には、これに応じ、必要な協力を行うこととする。この場合において、派遣元事業者は、派遣先事業者への要請について、あらかじめ、当該派遣労働者の同意を得なければならない。

また、派遣先事業者は、特殊健康診断の結果に基づく就業上の措置を講ずるに当たっては、派遣元事業者と連絡調整を行った上でこれを実施することとし、就業上の措置を実施したときは、派遣元事業者に対し、当該措置の内容に関する情報を提供することとする。

(4) 不利益な取扱いの禁止

次に掲げる派遣先事業者による派遣労働者に対する不利益な取扱いについては、一般的に合理的なものとはいえないため、派遣先事業者はこれを行ってはならない。なお、不利益な取扱いの理由がこれ以外のものであったとしても、実質的にこれに該当するとみなされる場合には、当該不利益な取扱いについても行ってはならない。

一般健康診断の結果に基づく派遣労働者の就業上の措置について、派遣元事業者からその実施に協力するよう要請があったことを理由として、派遣先事業者が、当該派遣労働者の変更を求めること。

派遣元事業者が本人の同意を得て、派遣先事業者に派遣労働者の一般健康診断の結果を提供した場合において、これを理

由として、派遣先事業者が、派遣元事業者が聴取した医師の意見を勘案せず又は当該派遣労働者の実情を考慮せず、当該派遣労働者の変更を求めること。

特殊健康診断の結果に基づく就業上の措置の実施に当たり、健康診断の結果に基づく必要な措置について医師の意見を聴取すること等の法令上求められる手順に従わず、派遣先事業者が、当該派遣労働者の変更を求めること。

特殊健康診断の結果に基づく就業上の措置の実施に当たり、医師の意見を勘案せず又は労働者の実情を考慮せず、派遣先事業者が、当該派遣労働者の変更を求めること。

(5) 特殊健康診断の結果の保存及び通知

特殊健康診断の結果の記録の保存は、派遣先事業者が行わなければならないが、派遣労働者については、派遣先が変更になった場合にも、当該派遣労働者の健康管理が継続的に行われるよう、労働者派遣法第45条第10項及び第11項の規定に基づき、派遣先事業者は、特殊健康診断の結果の記録の写しを派遣元事業者に送付しなければならないが、派遣元事業者は、派遣先事業者から送付を受けた当該記録の写しを保存しなければならない。

また、派遣元事業者は、当該記録の写しに基づき、派遣労働者に対して特殊健康診断の結果を通知しなければならない。

(6) 健康情報の保護

派遣労働者の一般健康診断に関する健康情報については、派遣元事業者の責任において取り扱うものとし、派遣元事業者は、派遣労働者の同意を得ずに、これを派遣先事業者に提供してはならない。

